

第七十六回国会
衆議院
内閣委員会議録第五号

昭和五十年十一月十八日(火曜日)
午前十時三十分開議

出席委員

委員長 藤尾 正行君

理事 越智 伊平君 理事 奥田 敬和君
理事 加藤 陽三君 理事 木野 晴夫君
理事 上原 康助君 理事 大出 俊君
理事 中路 雅弘君

有田 善一君 片岡 清一君
唐沢俊二郎君 近藤 鉄雄君
竹中 修一君 中馬 辰猪君
旗野 進一君 林 大幹君
増岡 博之君 三塚 博君
綿貫 民輔君 木原 実君
山本 政弘君 和田 貞夫君
鬼木 勝利君 鈴切 康雄君
玉置 一徳君

出席國務大臣

國務大臣 佐々木義武君
(科学技術庁長官)

出席政府委員

科学技術庁長官 小山 実君
官房長 生田 豊朗君
科学技術庁原子力局長 山野 正登君
科学技術庁原子力局次長 半澤 治雄君
科学技術庁原子力局次長 半澤 治雄君

委員外の出席者

内閣官房内閣審議官 安仁屋政弘君
警察庁刑事局捜査第二課長 平井 寿一君
科学技術庁原子力局動力炉開発課長 高岡 敬展君

会計検査院事務総局第一局長 高橋 保司君
内閣委員会調査室長 本田 敬信君

委員の異動

十一月十八日

補欠選任

赤城 宗徳君 片岡 清一君
大石 千八君 唐沢俊二郎君
笠岡 喬君 綿貫 民輔君
吉永 治市君 増岡 博之君
受田 新吉君 玉置 一徳君

同日

補欠選任

片岡 清一君 赤城 宗徳君
唐沢俊二郎君 大石 千八君
増岡 博之君 吉永 治市君
綿貫 民輔君 笠岡 喬君
玉置 一徳君 受田 新吉君

十一月十四日

中小企業省設置法案(案山昭範君外一名提出、参法第一一〇号)(予)

同日

金鶏勲章制度の復活に関する請願(金子一平君紹介)(第二一〇二号)

同(野田卯一君紹介)(第二一〇三号)
同(葉梨信行君紹介)(第二一〇四号)
同(渡辺栄一君紹介)(第二一〇五号)
同(國田直君紹介)(第二一七八号)
同(内田常雄君紹介)(第二二〇一号)
同(小澤太郎君紹介)(第二二〇二号)
同(菅波茂君紹介)(第二二〇三号)
同(外二件(柏谷茂君紹介)(第二二四三号)
同(森山欽司君紹介)(第二二四四号)

同月十七日

救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願(飯谷忠男君紹介)(第二二八〇号)

金鶏勲章制度の復活に関する請願(佐々木良作君紹介)(第二二八一号)

本日の会議に付した案件

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

○藤尾委員長 これより会議を開きます。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中路雅弘君。

○中路委員 きょうは時間を短く御質問したいと思うのですが、前回六月の委員会で御質問した問題にも関連して、後で二、三御質問したいと思ひます。

最初に原子力船「むつ」が、昨年九月の放射線漏れの事故以来まだ解決していませんが、新しい母港の問題それから修理港の問題、この候補地探しの問題ですが、いまだどういふ現状になっているのか、お考えをお聞かせしたいと思います。

○佐々木國務大臣 去年の青森側との申し合わせによりまして、ことしの四月中旬ぐらいまでに第二母港を決めて、二年半を目途として本体の船を移転するという話になっておりまして、その期日に間に合うようにということでは一生懸命第二母港の選択にかかったものであります。ところが、その当時とは地方選のさなかでもあり、活動のいかによって選挙妨害にもなりかねない情勢でございましたので、これを青森側との了承を得まして延

期いたしました。地方選後ということでは、選挙後にいろいろ地方との折衝を始めようと思っております。当時のことでございました。大山委員会、結論はほぼ出そろってまいりました。大山委員会というのは「むつ」の原因調査の委員会でございますが、その結論によりまして、修理をし、修理をするついでにもう一遍念のために総点検になります。それが完全にできまして、その後の母港の予定地等のいろいろな空気を察知いたします。そういう修理、総点検ができて完全なものになるのであれば、健康な体にしたものを母港に回していただく方がいよいよ見受けられます。これはもともとなことだ、むしろ修理、点検を先にして、船自体をまず健全な健康体に戻すのが先だということに態度を改めまして、青森側でもそういうことでもいよいよなかなうかという御意向のようでもございますので、そういう方針にしようかということで、政府といたしましては修理、総点検の計画にかかったわけでございます。

そうこうしている間に、佐世保の市長さんの方で、修理、総点検であるならば自分の方が適当だと思ふので受け入れたいというふうな意向もあるやに承知いたしました。まことにありがたいことだ、それにいたしました。修理、総点検そのものの自体がこういう計画であって、それがまた安全なことだという証明を、政府としてはやはりはっきりさせた方がよろしかろうということで、実はただいままで事業団を中心といたしまして修理、総点検の計画を練りまして、念には念を入れたいということで、事業団の計画だけではまだ不安でございますから、科学技術庁、運輸省並びに学識経験者の皆様に御参集いただきまして、そしてそれをレビューしておる最中でございまして、もう

ばつぱレビューも終わり、これであれば修理、点検の計画も完全であるしまた安全であるというお墨つきが出るはずでありますので、それを待ちまして、その後、政府首脳部とも相談の上、あるいはまた現地の情勢等も勘案いたしまして、折衝に入るものであれば折衝に入りたいというのが現状でございます。

○中略委員 いまのお話ですと、母港を決める前に修理、点検を先にしていくということで、まずこの修理港のことが問題になっている。佐世保の市長さんから、修理ならば受け入れてもいいという発言もあるというお話で、佐世保港が対象になつていくそうですが、その前に、いまお話し「むつ」の原子力船開発事業団が中心になつて検討しております案を、いま運輸省、科学技術庁合同ですか、総点検・改修技術検討委員会でも検討をされているというお話ですが、この結論は大体いつごろ出る予定ですか。

○佐々木国務大臣 今月の下旬にはできる予定でございます。

○中略委員 佐世保港に修理港をということで、まだ正式に要請はされておらないというふうに思いますが、先日十一月末から十二月初めをめぐりというお話も出ていますけれども、佐世保港に修理について要請をされる時期、見通し、そういった点についてはどのように長官はお考えですか。

○佐々木国務大臣 先ほど申しましたように、こちらで計画等の点検が済みますと、中央としての準備は一応事務的には完了するわけでございまして、ただ、現地にお願ひすることになります。すく、現地の情勢等もいろいろありますから、そういう点も考慮し、またお願ひするにいたしたとしても、私だけではもう少しハイクラスの方でお願いしたらいかがいといった問題もいろいろございまして、そういう点は、総理でも帰って参りましてから篤と御相談の上、日取り等も決めたいと考えております。

○中略委員 そうしますと、新聞等でも一部報道

されていますが、今月末に政府が佐世保市に正式に要請する方針だとか、あるいは長官が十一月末から十二月初めをめぐり正式要請をしたいというふうにお話しされているというの、これはまだはっきりと決められたことではない、現地の情勢等も考慮しなければいけないというお話ですから、それはこの時期に正式要請をしたいという正式な表明はまだないという受け取つていいですか。

○佐々木国務大臣 そういふふうには受け取つていただければ大変ありがたいと存じます。心覚えでございまして、まだ正式に政府首脳部として決めたものではございません。

○中略委員 現地の情勢を考慮してというお話もいま出ていますけれども、先ほどお話しした大山委員会、放射線漏れの調査委員会の報告の中にも、このことと関連してこういうことも指摘をされているわけですから重要なことは、今後、ことにあたる責任者が地元住民とも責任をもつて話し合いをし、情報を正確に伝え、理解を得る努力をすべきことである。この努力を怠るようでは、地元住民の不信感をつのらせ、一層混乱を深刻にし、広範囲に悪影響を及ぼすものであつて、今後の原子力開発の推進をになうことはできないと考へる。ということも指摘をされているわけですが、佐世保市の場合、市長さんからそういう発言がありますが、きょうも私新聞で見ましたが、十七日に長崎県漁連が臨時総会をやつています。長崎県下の百六十六の組合の代表者が集まつて臨時総会を開いて、修理の受け入れについては絶対反対だという態度を再確認した上で、今月末には佐世保港の封鎖の予行演習をやるといふ方針を十七日の臨時総会で決めたという報道も出ています。現地の情勢を考慮してというお話ですが、直接関連する、たとえば漁業協同組合が挙げて反対をしているという現状にあるわけですね。だから、こういう点の考慮、話し合いを抜きにして、了解抜きにして、政府の方から一方的に修理の問題について佐世保に押しつけるとか提起をするとか、そういうことはお考えになつてないと思うのですが、そ

の点についてのお考えを承りたい。

○佐々木国務大臣 今度は、前の経験もございまして、政府で一方的に押しつけるというようなことはいたしません。現地の首脳部の皆様とも話を進め、また安全問題に対しては確信を持つわけをございまして、その確信のもとに現地の反対の皆様ともできれば話し合い等をして、そして御理解いただきたいという努力はできるだけするつもりでございます。

○中略委員 佐世保の市長が受け入れてもいいという発言をされておる中にも、二つばかり意見を述べられているわけですね。

一つは「むつ」の安全性の保障の問題、この点については、先ほどお話しするように総点検、改修の計画ですね、検討委員会の結論が今月末には出るだろうというお話ですが、もう一つ、政府の一貫した原子力行政——いま不信を買っているこの原子力行政についてしっかりと方針の確立が必要だという意味のことを言つておられるわけですが、この原子力行政の見直し、確立という点については、私は、いま行われている原子力行政懇談会の結論というのが非常に重要な要素になるだろうというふうに考えているわけですが、佐世保の市長も、受け入れてもいいという発言をされておる皆さんからも、最低このようなことを意向としては表明されているという点で、特にこの原子力行政懇談会の結論というのがその面では私は大事だと思つていますが、長官はその点ではお考えはいかがですか。

○佐々木国務大臣 前段の安全性の問題に關しましては、現在「むつ」は青森県の陸奥湾におりますけれども、原子力は運転停止しておりますので、これはただの船でございまして、安全そのものでございまして、また、そのまゝ「むつ」は、仮に長崎でありましたら長崎に移行いたしましたとしても、普通の補助ボイラーで運転するのでございまして、普通の船と何ら変わりません。参りました、補修、総点検する間どうかということとは、先ほどお話し申し上げましたように、修理、点検の計

画自体は決して危ないものでも何でもないのでございまして、そういう点をよく現地に懇切に説明いたしますれば必ず御理解得られるものと確信しております。

それから行政機構の問題ですけれども、現在の体制でこの問題に対する責任者はだれかという点に關しますと、原子力委員長であり科学技術庁長官である私であることは明瞭でありまして、一点の疑う余地はございません。したがって、責任の所在は明確でございますし、また機構そのものも、ただいまこの「むつ」の安全性に対する従来の検討が決して不統一でも何でもないのであります。まして、先ほど申しましたように、今度こそは科学技術庁、運輸省が一体になりましてこの修理、点検をいたすのでございまして、実質的には従来の苦い経験を反省して一体でやつていきましたので、これほど着実な改革はないと思つて、したがって、形式的な行政機構の改革は今後抜本的にどうなりますか、その改革は有沢閣下でやがて出されることと思つております。ただいま原子力船「むつ」が安全なるやあるいは責任の所在はどうか、それを検討するに十分かどうかという点に關しましては、私は十分である、また責任の所在も私自身が最終的な責任者であることは明瞭でありますから、そういう点は御心配なからうというふうには実は考えております。

○中略委員 ちよつと戻りますが、もし佐世保で修理をする、改修をするという場合には、この業務の委託はどこでやられるのか。改修の業務ですね。それから、よく新聞に出ていますが、燃料棒、これを抜くのか、あるいは抜く必要があるのかどうするのか、ちよつと技術的なことですが、その点も聞きたいと思つてます。

○佐々木国務大臣 まあ、点検というか修理でございまして、修理の実施主体は、原子力事業団が佐世保重工かあるいは佐世保重工を補助するその他の会社との話し合いで決まるものと思つております。

それから燃料棒を抜くか抜かないかという問題

でございますが、実は、その燃料棒自体はほとんど出力上昇の時間等もわずかでございまして、しかもそれがすぐ停止をしては一年以上、いままで冷却しているわけでございまして、ほとんど放射能等も私はもうゼロに近いものではないかと思ひます。したがって、別に危ないものでも何でもありません。ただ、燃料棒を抜くか抜かないかという点でございまして、私の承知している範囲では、抜かないまま修理、総点検できるといふふうに実は考えております。

○生田政府委員 たいだい大臣の御答弁でほとんど承知してはいると思いますが、まず第一段の点検、改修作業の実施主体は、大臣の御答弁にありましたが、原子力船開発事業団でございまして、これを佐世保で行います場合には、ドックの関係の作業その他の作業につきましては、佐世保重工を活用することとはもちろんでございまして、原子力関係につきましても、原子力設計者であります三菱原子力工業あるいは原子力設計のメーカーでございまして、三菱重工が必要部分は担当することに相なるかと思ひます。

それから燃料棒でございしますが、これも大臣の御答弁のとおりでございまして、本来、昨年青森におきまして洋上臨海試験を行いました段階でも、臨海に達しました直後に放射線漏れを起こしまして、そこで原子力船を停止したわけでございまして、したがって、ほとんど新燃料に近いような状態のままでございまして、その後一年間を経まして放射能が非常に減衰しておりますので、現在燃料棒そのものの放射能が三十キュリーあるいはそれ以下であらうかと思ひます。これは、先生御承知のように非常に低いものでございまして、たとえ話で申しますと、その燃料棒のそばまで行って燃料棒を手でさわることも十分可能でございまして、実際問題として燃料棒は非常に重いものでございまして、手で持ち上げるわけにはまじませんけれども、たとえ話としては手で抜くことも可能であるという程度のものでございまして、燃料棒の危険性というものは私どもははなはと考へております。その問題は別にいたしまして、改修を行います場合には総点検を行います場合に、燃料棒を原子力船の中に格納したままで行うかあるいはそれを抜いて行うかというの、これは純粋の技術上の問題でございまして、現在のところは燃料棒を原子力船の中に格納したまま点検、修理を行うという計画に相なっております。

○中略委員 佐世保市長の受け入れ発言と関連して、先ほど御答弁ありましたが、あの中での原子力船のしかり行政を確立してほしいという要望もありませんか。この中には、先ほどお話ししましたように最も重要な問題として、いませつかくやられていくこの原子力行政懇談会の結論、それに基づいて機構や体制を含めて今後どういうふうにしていくのかというのを見ていきたいという意向は、私はこの中に含まれているんじゃないかというふうに感じるわけですが、その点では原子力行政懇談会の結論や、あるいは特に先ほどもお話ししましたが、現地の意向、こういったものを十分検討した上で、見た上で、修理港の問題について要請をされるということが最も適切なことだと思ひます。先ほど時期はまだ正式には決めていないというお話ですから、その点は私は慎重に進めていただきたいと思うのですが、この問題と関連して少しお聞きしておきたいのです。きょうも資料でいただいたのですが、いま行われている原子力行政懇談会の審議の問題で、十五日、第十九回の懇談会でまだ結論が出ていないというところが報道をされておりますが、いままでの原子力行政懇談会の審議の状況について、この機会に簡潔に、ひとつ委員会でも御報告をしていただきたい。これは審議室の方がいいのですが、お願ひしたいと思います。

○生田政府委員 内閣審議室がこの事務局を担当

しておりますけれども、かわりまして私から御報告申し上げます。

三月に原子力行政懇談会が設置されました。三月に第一回の会合を開いたわけでございまして、ただいま先生おっしゃいましたように、先週の土曜日、十一月十五日に第十九回を開きまして、その間約八カ月間、十九回にわたりました非常に密度の高い審議が行われているわけでございまして、ただ一つ問題点といたしまして、この委員の各先生には各界の一流の方がお集まりいただいているわけではございまして、その中には、たとえば座長の有沢先生初め原子力行政あるいは原子力政策に非常に造詣の深い先生もおいでになりますし、あるいはそのほかの先生の中には、この懇談会におきまして初めて原子力行政あるいは原子力政策に関与されるというような先生もかなりお集まりでございます。その間、各委員の先生方の知識の格差がかなり当初ございましたので、これをなるべく平準化するというこのために、まず勉強会から始めたわけでございまして、私も関係各省庁から、その現状あるいは法令関係あるいは制度につきましては御説明も数回行いましたし、原子力委員長代理の井上五郎先生を初め原子力関係の各界の代表的な方の御意見を初めお聞きいたしましたし、それからさらにまた個々の問題点について事務局から御説明するというようなことを繰り返してまいりまして、九月まででは大体そういうことで勉強会の形が続いたわけでございまして、九月ごろから次第に具体的な問題点についての検討に入つてまいりまして、十月の第十五回の会合のときに、今回この委員会に資料として御提出申し上げました有沢試案が提出されたわけでございまして、ここで初めて具体的な構想につきまして議論が行われる段階になりました。現在には有沢試案をめぐりまして、有沢試案に対しては各委員の方から対案が提出され、その対案をめぐって議論がされているという段階でございまして、したがって、十九回、約八カ月間、非常に

長時間多数の会合を持ったと申ししても、ただいま申し上げましたように、実質審議に入りまして、約一カ月半程度、三、四回にしかすぎないわけでございまして、むしろこれから先いろいろ具体的な構想につきましての議論が詰められていく、かように考えております。

○中略委員 そうしますと、この懇談会の一応の結論が出されるのはいつごろになるのか、今後の見通しですね。こういった点について大体どういう見通しで進められているのか。大体結論はいつごろ出される予定なのか、お聞きしたいと思ひます。

○生田政府委員 その点でございまして、先週土曜日の第十九回の会合におきまして、今後の取り扱ひにつきまして委員の方からいろいろ御意見が出されました。この段階でとりあえず中間報告をまとめておくべきではないかという御意見もございましたし、あるいはもっと急いで、早ければ年内にでもまとめてしまふべきではないかという御意見もございました。今後の進め方についてはまだ委員の先生方のまとまった御意見はないわけでございまして、当初予定いたしましたときの予定といたしまして、早ければ六カ月、長ければ一年というものを立てております。六カ月はもうとうとう過ぎていくわけでございまして、一年といたしますと明年度の三月ということになりますので、これはもう今後の有沢座長のお考えあるいは各委員の先生方の御審議の状況によつて決まることで、われわれ事務局から申し上げる筋合いではございませぬけれども、私の個人的な感じといたしましては、現在の審議状況から考えますと、もう数カ月は要するのではなからうかと、かように考えております。

○中略委員 私は、この審議の中身やあるいは各委員の皆さんの主張についてここでお尋ねするということはいたしませんけれども、先ほどお話のありました、この委員会では座長の有沢先生から有沢試案というものが出されているという、いま申し上げたわけですが、今後の原子力行政

政にとって最も重要な原子力委員会のあり方に關する有沢試案というものについて、その骨子だけひとつ御説明願いたいと思うのです。

○生田政府委員 有沢試案の骨子でございますけれども、要点だけ御説明申し上げますと、まず第一点は、現在の原子力委員会を二つに分けまして、原子力委員会と原子力規制委員会とに分けるということになっております。ただ、この二つの委員会の連携を緊密にいたしますために、原子力規制委員会の委員長が原子力委員を兼務するという形に相なっております。これが有沢試案の骨子の柱の第一でございます。

柱の第二は、安全審査につきまして、かねがね御批判がございます安全審査の一貫性を確保するという観点から、二つの提案を行っております。

まず第一の提案は、原子力規制委員会におきまして安全審査を初めから終りまで、つまり基本設計につきましての安全審査から個々の原子炉あるいは原子力施設の詳細設計の審査あるいは検査、さらに運転管理等という段階に至りますまで、つまり初めから終りまでその原子力規制委員会が一貫してこの審査を行うという点が第一でございます。

それからもう一点は、この安全審査につきましていわゆるダブルチェックの形を明確にいたしますために、従来行政庁と安全専門審査会あるいは技術顧問会というものが一体化して行っておりまして安全審査を二段階に分けまして、まず行政庁すなわち科学技術庁あるいは通産省あるいは運輸省が事務局におきまして安全審査を行いまして、安全審査報告書を作成いたしまして、その安全審査報告書をさらに原子力規制委員会が審査をする、そのダブルチェックを行ひまして審査の完了を期するという形になっております。

あと細目はいろいろございましてけれども、主な柱はその二点でございます。

○中略委員 もう一点お聞きしておきたいんですが、この有沢試案と言われるものについて、いま

新聞等の報道によりますと、四名の委員の皆さんから共同の対案が提出されているということが、その中身についても簡潔に各報道がされているわけですが、この対案の骨子だけでもひとつ御紹介していただきたいと思います。

○生田政府委員 その対案を申し上げることにつきまして、その四人の先生のお許しを得ておりませんので、詳細な点につきましてはお許しをいただきたいと思いますけれども、有沢試案と一番違っているところを申し上げますと、有沢試案におきましては、ただいま申し上げましたように、原子力委員会を二つに分けるけれども、その二つの委員会の連携を緊密にするために、規制委員会の委員長が同時に原子力委員を兼ねるというようになつておりますけれども、ほかの四人の先生から対案として出されましたものは、それをむしろ二つの委員会の関係を峻別して全く別個に活動するようにする、必要があれば適当な方法で協議すればいいのではないかとという点が一番違ふ点でございます。

○中略委員 論議の中身についてこれ以上お聞きするということはいいたしませんけれども、いずれにしても、いまお話しのように、原子力の特に安全審査の体制について、またこの問題が根本的に問われている問題なわけですが、この問題でいま非常に重要な論議が行われているわけですが、原子力の安全審査の内容や方法、体制、そういった面について非常に重要な論議が行われている。それがいまのお話ですと、来年の三月ごろまでは結論を出したいということで鋭意努力をされていくわけなんです、この法案と関連するのですが、やはりいままで「むつ」の問題、あるいは原子力船舶の放射能データの捏造のあった分析化学の問題、あるいは原子力発電所の事故の問題と、重要な問題がいま問われているわけですね。

その中で、原子力行政の体制がいまこの懇談会の中で根本的に論議をされ、結論を得るために努力をされているわけなんです、私は、こういうものを踏まえて今後の原子力行政の体制、機構をどうし

ていくかということを検討していかないと、いま原子力の事務的な機構を、ただ二十名余りの定員をふやして二分するということで政府がこの安全対策をやっているんだということではどういふ解決のできない問題でありますし、また、いま問われている根本的な問題にこたえることにもならないのではないかと。これは前回の審議の中でやりました問題ですから、このことについて突っ込んだ論議をするつもりはありませんが、いまお話しのように、この懇談会の結論に基づいて、いまやはり全般的な行政あるいは体制、そういったものの検討をやられて、国会でも十分審議をしていくということがいいのではないかと強く思うわけなんです。もう一度この点について、いまこの臨時国会でこの機構の問題をぜひともというお考えについて、私はその点では全く違う見解を持ているわけなんです、長官の御意見を聞きましておきたいと思ひます。

○佐々木国務大臣 先週この内閣委員会で再三同様の質問が各委員からそれぞれ出されてまして、私は自分の考えを丹念に申し上げたつもりでございますけれども、簡略にお答えいたしますと、一つは、この有沢機関の答申が根本的であればあるほど、それを実施に移すためには各省間の調整問題等大変むずかしい問題がございまして、実施までには大変時間がかかるのではないかと感じがいたします。答申そのものもいさぐというわけでもなし、また、出たものが実法律になり予算化され、人事その他も決まって、さて、それが国会を通り、そして行政として定着するという段階に至るまでには相当時間がかかるものと考えられます。これは行政を扱った者でありますればすぐわかる問題でありまして、右から左というわけにまいりません。

その間、それじゃ待つておられるかと申しますと、何はともあれ安全のための研究あるいは審査機関等は充実にし、そして行政府として責任をもつと明確化すべきだという御議論がございまして、私も就任以来痛感しておりますので、この際、

その結論と矛盾する、またいまの有沢機関がこういう安全局等先行してつくるのは困るという御議論がございまして御説のようなことではございませぬけれども、そういう御議論は一向聞かれませぬ。とにかくにも一歩でも早く充実にすべきものは充実に、そして完璧なものに近づいたらどうかという御議論とそれと、それは困るという御議論はないのでございまして、この際、こういう機構を整備いたしまして、そして時局の要請にこたえたいというのが私の希望でございます。

とりわけ、この発電所あるいは原子力船等に対する安全の問題のみならず、もう一つの違った面の安全の審査がございまして、それは御承知のように核拡散防止条約の批准も迫っております、これが批准された場合には、毎月数名の国際原子力機関の査察官が日本に参りまして年じゅう査察をしておるわけがございまして、その査察を日本が主体的に行うこととなります。向こうの査察官はオブザーバーのようにそれを監視するようになつてまいります。主客が転倒いたします。したがって、日本の査察官の整備がよろしいかという点が批准に伴ひまして国際的にも非常に問題になり、また、特に参議院の審議におきましては、その国内の査察官の不備、充実等が論議の非常な対象になっております。したがって、それを早く整備してもらいたいという希望が通常国会で繰り返したされました。また、今臨時国会で参議院側におきまして審議されましたのは、いわゆるフィジカルプロテクション——盗難等によつてブルトニウムあるいは濃縮ウラン等が盗まれた、それによつて爆弾等が思わぬところでつくられるといったようなことが世界的に大変な問題になつておるところでございまして、日本ではその準備ができておるか、一応はできておりますとは言っておりますけれども、そういう面に対する配慮、監督官等、これはなかなか容易ならぬ問題でございまして、質問者は泰野先生でございまして、それがそれは国として一貫した体制で早く責任体制を整備しろといったような御議論もございまして、そ

れこれ合わせますと、私は、安全局をつくること
自体は決して有誤機関のあれと矛盾するものでも
なく、むしろそれを促進し、充実するための一段
階であるようにも考えられますし、また当面、発
電炉等のみならず、別のサイドから要請もござい
ますので、この際御賛成いただければ大変ありが
たい次第である、こういうふうな考えでおるわけ
でございます。

○中略委員 前回はそういった意味での提案の趣
旨をお話しになりましたけれども、この数年間起
きてきている原子力にかかわる各種の事故、こう
いった問題について、この提案理由にもあります
が、いま国民から安全性について万全の信頼を得
ているとはいえない状態であると皆さん自身が
述べておられます。これにこたえていく原子力基
本法あるいは原子力委員会のあり方、こういった
根本的な問題がいま問われているのであって、こ
れに正面からこたえていかねばいけない、こ
れを先に延ばすことはできないのだ、全力を挙げ
てこの問題にどうこたえていくかということがい
ま政府がやらねばいけない中心の課題であ
る。その点から見て、私は、この委員会に事務的
な機構の改革を、提案理由にもありますが、あた
かも国民の信頼にこたえていくものとして出され
ているという点で、根本的な姿勢においても対策
においても見解を異にするわけですが、この点は
前回の法案の審査でも幾つか御意見を述べていま
すので、私たちの考えをもう一度ここに述べるだ
けにとどめておきたいと思うのです。

あと、時間の関係もありますので、二、三、前
回質問した問題でお聞きしたいのです。

前回私は、原子力艦船の放射能の監視体制の問
題や、あるいは改正されました原子力軍艦の放射
能の調査指針大綱、こういった問題に関連して少
し長い御質問をしました。その中で局長から今後
検討させていただきたいという答弁をいただい
ている問題がたくさんあるのですが、とかく国会の
答弁といいますと、検討いたしますとか、前向き
に検討しますとかいう答弁が多いわけですが、し

かし後からよく見えますと、検討も十分されて
ないという場合が多いわけですね。やはり私たち
が国会で御質問し、取り上げた問題で皆さんが検
討を約束された問題については、国会の質疑とし
て、あるいは皆さんの答弁として十分責任ある態
度をとっていただきたいという趣旨から、こうい
う機会がありますので、前回質問した問題で、全
部にわたって御質問する時間はありませんが、二、
三のお約束していただいた問題について、その後
どうなっているのかということをもう一度お聞き
したいと思うのです。

一つは、私が専門家の皆さんと一緒に現地の放
射能の監視体制を調査に行きまして、その中の一
つとして、監視体制の改善の問題について具体的
に御質問もし、提案もいたしましたモニタリング
ポストの問題ですね。原子力潜水艦、艦船が入港
しているという現状の中で、現地のポストが十分
に有効な役割を果たすように配置されていない
ということを取り上げました。一つは、たとえば
沖縄でもポストの体制が不十分だということを補
う意味も兼ねて、モニタリングカーを置いていま
るわけですが、これは予算もそんなにかかる問題じ
やありませんから、横須賀の場合も——いま横須
賀に集中しているわけですが、いま七割が入港して
います。六号ドックというのが監視の体制の中で
は一番盲点になっているわけですから、そこにポ
ストの設置がなかなかむずかしいとすればカーを
配置するとか、あるいは逆に、監視体制のもとに
あるドックやバース以外には接岸しないような現
地の協定を日米間で結ぶとか、もう少し有効な監
視の体制が必要でないかという趣旨の御質問をし
まして、局長は、それについてこういう答弁をさ
れておられます。「御意見大変ごもっともでござ
いますので、私どもの軍艦の専門家の意見も聞
きますし、防衛施設庁あるいは外務省とも協議い
たしまして検討させていただきます」と思っています。

という答弁をされておりますので、意見には余り
賛成じゃないけれども検討はしましうという趣
旨ではなくて、意見は大変ごもっともでございま

すので、いろいろ外務省や施設庁とも協議をして
検討させていただきたいという御答弁をいただい
ておりますので、その後専門家会議も、お聞きし
ますと、九月ごろにもやられているというお話で
ありますので、こういった関係方面とも検討して
いただいたのかどうか、最初にこの問題について
お聞きしたいと思います。

○生田政府委員 ただいま先生がおっしゃいまし
たとおりの答弁をいたしております。したがいま
して、まず、本年の八月三十日でございますけれ
ども、原子力軍艦の専門家会議を開催いたしまし
て、先生の御指摘の点につきまして意見を聞いた
わけでございます。その結果、専門家会議の結論
といたしまして、これはもう改めて申し上げるま
でもないわけでございますが、原子力軍艦の出入
港に閉じます放射能の監視体制は、あくまでもそ
の目的は、周辺の住民の健康と安全を守るとい
う観点から行なうものでございまして、必要な
施設につきましても、その観点から考えて、どの
程度のものが必要かというように考えるわけであ
りますが、専門家会議で検討いたしました結果、
周辺住民の健康と安全を守る観点からは現在の体
制で一応十分である、特にモニタリングカーの配
置あるいは新しいモニタリングポストの設置は必
要ないという結論を得ましたので、その後関係各
省、すなわち防衛施設庁あるいは外務省との協議
は見合わせております。これはなぜ見合わせたか
と申しますと、この専門家会議の結論によりまし
て、モニタリングカーの配置あるいは新しいポ
ストの設置が必要だという結論が出ました場合に
は、その方向で処理したいと考えておりまし
たので、防衛施設庁あるいは外務省との協議をい
たすべく準備したわけでございますが、専門家会
議でその必要がないという結論を得ましたので、
現在その状態のまま各省との協議は行っておりま
せん。

○中略委員 いまお話しした専門家会議の御参加の
名簿はわかりますか。それだけ……。

○生田政府委員 原子力軍艦専門家会議の委員で

ございますが、日本理化学研究所の宮永一郎先
生、理化学研究所の浜田達二先生、同じく理化学
研究所の岡野真治先生、放射線医学総合研究所の
阿部史朗先生、市川竜資先生、以上五名の専門家
でございます。

○中略委員 この問題はまた改めて別の機会に、
技術的な問題、専門的な問題も入ってきますの
で、さらに議論をしたいと思えます。きょうは検
討していただくということの結果だけを順番に御
質問しておきたいと思うのです。

もう一点、現地の体制の問題で、特に、いま横
須賀へ入る場合に集中してくるわけですが、時期
によっては年間に半年ぐらい、事実上母港として
原子力艦船が入ってきているという中で、関係の
職員の配置の場合も、入ってきた場合に、こちら
で仕事をされておる職員の皆さんが、忙しい中、
ポストンバッグを持って現地へ飛んでいくという
ような現状について詳しく前回お話ししまして、ま
た現地の日常的な機器の補修、検査も必要です
し、先日御質問しましたように、水が入って機器
が故障して、警報器が鳴ったが原因も不明だ
という問題も起きています。こういった点の日常
的な検査も必要ですし、そういった点は、いま横
須賀市の職員が事実上請の形でやっておるわけ
ですが、科学技術庁がもっとこの問題について直
接責任をとる体制が必要ではないか、万全の体制
がしかれる必要がある。また、職員の皆さんのい
ろいろ生活上のことでも私たちのところにも個々
に訴えもいただいている問題もありますので、こ
ういう問題についてお話ししまして、やはり局長
が、これらの常駐職員を置くかどうか、この点も
私どもがかねがね考えている点でございますが、
全体の機構、定員の問題とあわせて検討してい
ただきたいと、私が質問した問題は皆さんの方
で、かねがね考えていた問題だ、さらに検討をし
たいという御答弁をいただいておりますし、またこ
の問題では大臣は、体制の充実、整備を図れとい
う主張はよくわかりますというところで、前向きで
検討を進めたいという御答弁もいただいております

ので、この点についてその後どのように検討されたのか、お聞きしたい。

○生田政府委員 この点も検討していただきました。ただ、前回、六月二十日の本委員会におきまして、やはり先生の御質問にお答え申し上げましたときに申し上げておりますけれども、実は先生の御意見と全く別の御意見も本委員会におきまして、これは前回の先生の御質問の同じ日の午前でございますが、大出先生から、原子力基本法あるいは科学技術庁設置法に照らして、この放射能監視を科学技術庁が行うのは不当ではないか、それを検討しろという御意見もございました。その後先生の御質問がございまして、さらにもうしばらく後でございますが、科学技術特別委員会におきまして公明党の近江先生から、大出先生の御意見よりもさらに詳しい御質問がございまして、仮に違法でないとしてもこれは不当ではないか、その辺法制局と十分協議して、むしろ疑惑を招かないような形で処理すべきではないかという御質問がございました。

かような次第でございますので、私どもの検討いたしましたのは、まず第一に、内閣法制局と非公公式の協議をいたしまして、原子力基本法あるいは科学技術庁設置法に照らして、科学技術庁が原子力軍艦の出入港に伴う放射能監視を行うのが違法であるかないかということを検討いたしましたわけでございますが、一応法律論といたしましては、原子力基本法、科学技術庁設置法上の業務が違法だとは認められないということでございます。ただ、違法でないにしても、これが不当ではないかという点につきましては、この当、不当の問題は内閣法制局よりも行政府と申しますか、政府全体において判断すべきものであらうという御意見でございました。私もといたしましては、先生かねがね御指摘のような問題点もございまして、また大出先生、近江先生からの御指摘のような、これは法律論を別にいたしまして、そういう一つの精神論のような問題もございまして、防衛施設庁とこの業務の移管につきまして折衝を

始めまして、現在折衝中でございます。ただ、防衛施設庁におきましても専門家の不足あるいは防衛施設庁という役所の性格にかんがみまして、まだにわかには賛成いたしかねる、つまり、科学技術庁の行つております業務を防衛施設庁が引き取るということについては現在のところまだ賛成しておりませんので、引き続き折衝、検討を進めさせていただきたいというように考えております。

そういう状況でございますが、そのような法律問題あるいは権限問題を別にいたしまして、先生御指摘のように、放射能監視業務は非常に重要でございますし、現在確かに私どもも機構、人員ともに不足しておりますので、明年度の予算要求におきまして放射能監視課を新設いたすべく、またそれに伴います人員の増加要求も予算要求をいたしておりますので、五十一年度の予算折衝におきまして何とかこの機構、人員を確保いたしたい、かように考えております。

○中路委員 私も原子力基本法からいって、科学技術庁がこういう原子力軍艦の監視体制も扱うかどうか、この点については疑問があるわけです。同意見なんです、しかし国が責任を持つてどこかでやらなければいけない。現実に入つてきているわけですし、安全の問題ですから、防衛施設庁が扱うかどこかにしても、やらなければいけないわけです。この問題の結論はさらに論議するにしても、いずれにしても科学技術庁が担当しているわけですね。それで不備な体制にある。皆さん自身の方でも考えている問題だというお話だったので、その点については地方自治体等に下請けないで、やはり国が責任を持って万全な監視体制をやる必要がある。そうしないと、先日のように機器が故障していたのかどうか、欠陥が起きてよくわからない。日常的な点検も皆さんの責任でやってもらいたいということでも要望を述べておいたので、ぜひともその点でこの監視体制についてはさらに万全の体制をとっていただきたいし、職員の方々にしても、これは前回も取り上げ

ましたけれども、話を聞きますと、日常別の仕事をやっていて、原子力潜水艦が入ってくると、前日の通告ですから、家にも帰らないで、ポストンバッグを持ったまま現地に飛んで、最近に入港の期間が長いですから、相当長期現地に滞在する。そういう問題についてもいろいろお話しもありますので繰り返しませんけれども、この点についてはさらに御検討をお願いしておきたいと思ひます。

時間になりましたので最後にもう一点お聞きしておきたいのですが、前回故障した二号ポストの問題について、全面的な点検をし直す必要があるということでお話しをしまして、この二号ポストが古い機器だということもお話しをいたしましたけれども、この二号ポストの機器の点検あるいは取りかえについて、いまだどのように進行しているのか、最後に御聞きしておきたいと思ひます。

○生田政府委員 先生御指摘の二号ポストでございますけれども、前回御約束いたしましたようにに検討いたしました。現在更新を進めております。あと二カ月ほどかかる予定でございますので、明年の一月には完成いたしました。新しいポストに取りかえることに相なります。同時に、自動連続測定器それから自動採水器、この二つもあわせて更新いたすことにしております。その間、現在設置されておりますものにつきましても点検整備を行ひまして、これらの点検整備の作業はすでに終了しております。現在正常に稼働しておりますので、新しいポストにかわりますまでもこのポストにつきまして問題はなからうか、かように考えております。

○中路委員 約束の時間ですので、きょうはこれで終わりたいと思ひます。

○藤尾委員 上原康助君。

○上原委員 これまでも各同僚委員の方から、今度の設置法の一部改正についてあるいはまた原子力行政についていろいろお尋ねがあったわけですが、若干重複する面もあると思ひますが、少しばかりお尋ねをさせていただきますと思ひます。

いろいろ大臣なり局長などの御答弁を聞いておりますと、設置法の一部を改正して安全局を設けることによつて、これまでの原子力行政なりあるいは「むつ」問題、いろいろ政府がやってきたことに對する不信なりというものが解消されるかのような印象を与えているのじやないかという感じを持ちながらお尋ねを聞いておったのですが、どうも原子力行政に対する一連の政府の基本的な姿勢ということが私は非常に問題じやないのかという感じを受けるわけなのです。

そこで、まず最初に「むつ」問題が顕著にあらわれたわけですが、原発問題にしまして、その立地をめぐつて地域の住民なり漁業関係者、国民の間に非常に不信が持たれている。どうしてこういう結果になっているのか、また将来展望としてかなりむずかしい問題を抱えているのが原発であり原子力行政だと思ふのです。こゝを、よく言われておる国民的コンセンサスを求めるあるいは地域住民の協力を得て原発立地なりその他の原子力行政を進めていくということに對して、根本的な問題が欠けているのじやないのか。ここを根本的に改めていかない限り、先ほども若干ありましたが、行き詰まった原子力行政というものはないかなかなか進まないのじやないのか。もちろん、それは総合エネルギーの問題なり今後の経済問題とも密接にかかわり合つておりますが、国民の側から言つてそれだけでは割り切れない感情というものはあるいは受けとめ方というものがあつたと思ふのです。こういうことについては一体科技庁としてはどういうふうにお考えはどんなものなのか、まずお聞かせいただきたいと思ふのです。

○佐々木国務大臣 大変核心をついた御質問でございます。私も安全問題に關しましては、安全研究あるいは安全実験等といわばハードウェアそのものが安全であるという研究実験等をどうするかという問題が一つ。できたものをオーソライズする意味で、權威ある官庁が審査、検査をいたしまし

て、これは大丈夫でありますというレッテルを張るということが一つ。

〔委員長退席、木野委員長代理着席〕

それから、それを受ける住民側あるいは企業家側がよく理解をし協力をするという方策をどうするかという三つの問題に要約されるのじやなかろうかと思ひます。

そこで、第一番目の研究実験の問題でございすが、これがいわば本命でございまして、本体が完全であればそれで本当はいわけてございまして、ただいま日本で安全に関して議論になつておりますのは、核融合の問題でもありません、あるいは増殖炉の問題でもありません。主として軽水炉を中心にしての議論でございまして、軽水炉が安全なりやいなや、これは船用炉であれ、あるいは発電炉でも同じでございしますが、その議論は実はもうこの春以来予算委員会、参議院の委員会あるいは特に科技特ではこの問題だけでございまして、論争に論争を重ねた問題でございまして。日本は軽水炉の安全研究、安全実験に対して十分であつたかといひますと、私は必ずしも十分だといひままだとは言えなかつたんじやなかつたかと思ひます。アメリカの方で安全だと言ふから安全であらうといふことで受け入れたわけではございすけれども、ただその間に大変誤解のありますのは、と申しますか、理解の食い違いと申しますか、安全とは何ぞやという問題に対して非常に実は理解が食い違つておりまして、私も最初は一番誤解の根本である、これはいわゆる爆弾とは全然違ふものであります、爆弾のように破裂するものではありませぬぞ、そこからまず話を進めぬと大変一般の人たちは戸惑ひますので、それは大体御理解をいただいたんじやないか。

次に、安全とは何ぞやという点に関して分析してまいりますと、いわゆる重大事故、仮想事故といふような、第三者あるいは環境を汚染するやうな重大事故と、そうじやなくて、操作の途中で故障があつて、そして放射線が若干漏れたといふてもこれはすぐ火をとめるわけですが、あるいはそ

ういふいわば火をとめて直せば直るだけの故障と、いかにもそれが第三者なり環境に重大な影響をもたらしつゝ、こういう安全の問題に関して非常に理解が食い違つておりまして、いままでのところではそういう重大事故といふものは軽水炉に關しては皆無でございまして。ございませぬ。いま世界で発電炉だけでも四百数十基運転あるいは建設中ではございすけれども、そういうことはない。また、米国のAECが去年の秋出しました、長年アメリカの知能を動員して出しました結論、ラスムッセン報告と言つておりますけれども、これによりまして重大事故、仮想事故といふものの確率といふものは非常に低いもので、いん石の確率よりもはるかに低い。ましてやこれは自動車とか、そんなものに比較にならないぐらゐの何億分の一といふほどとネグリジブルな確率になつております。したがつて、まずまずそういうことは日本の軽水炉におきまして考えられない。

それからいふと、何が問題になつておるかと思ひますと、いわば故障、小さい故障でありまして、その小さい故障がいまのような重大事故につながるやうにあらゆる操作をし、安全装置をしてゐるのが原子炉の実は本体でございまして、いままでのところ、小さい事故、故障がそういう重大事故に近づいていくといふこともございませぬ。小さい故障が起きてすぐとめまして、そしてこれを修理してゐるのが現状でございまして。ただ、残念ながら、先ほど申しましたやうに、わが国自体で徹底的にこれを開発したものでございませぬので、アメリカ側でこういう面に故障が起きたといひますと、それでは念のためにわが方でも火をとめてその部分の点検をしようじやないかといふたやうなことがあつたり、あるいは複雑な機械でございまして、こういう小さい故障が起きた場合でもすかさずこれをとめまして修理修理をする、あるいは定期検査が非常に長うございまして、普通の発電でありますといふくらのものが、二月半くらい定期検査に要したりして、とかくいままでの原子力発電炉は休むといふ事例が多うございまし

たので、そういう点の非常に非難が多うございまして。それがあたかも重大事故につながつてゐるやうに誤解される点もなかつたかと言ひますと、それはあつたに違ひございませぬ。しかし、こういう点は順次いま総力を挙げてまして――それじや小さい故障なら起こしてよろしいかといふと、これは起こさぬにこしたことはございせんので、それに対してやはり国民は不信、不安を持つのは当然でございすから、できるだけだいたいまはそういう小さい故障すら起こさぬやうにということとで総力を結集して、二、三年前から私の方の通産省あるいは原子力研究所あるいはメーカー、総力を挙げてまして、ただいま問題を詰めておる最中でございまして、私は遠からずしてこの問題は日本の独自の技術で解決がいくものといふやうに考えております。そういう原子炉自体、軽水炉自体の設備そのものを技術的に研究開発してより安全なものにする。この安全といふのは、いま申しました小さい故障さえ起こさぬといふ意味の安全でございまして、そういうことをただいま進めておりますので、そう長い年月からぬと私は思つております。それがおっしゃるやうに一番の根本問題でありまして、それをさへすれば、極端に言へば検査なり審査なりといふものはなくとも、そういうものは安全なんですからそれでいいわけではございすけれども、いま申しましたやうに故障がときどき起こりますから、これをまず直す研究を先にやろうじやないかといふのが根本で、その面は総力を挙げてただいまやつておる最中でありま

す。それから、それだけで済むかと申しますと、やはり検査、審査をやつて、そして少しでもそういう欠陥を先に見出し、あるいはこれで安全だといふことで政府がオーソライズすれば住民の皆さんも安心してついていける、こういうことであります。それはなおさら万全でございすから、審査、検査の体制を拡充強化しよう。特にこういう安全の問題は責任の所在を明確にせんと、もし事故等起きた場合、一体どこが責任をとるかといふ

場合に、行政府として責任の所在が不明確でございすやうな非常に迷惑いたしますから、責任の所在をまず明確にする。それから審査、検査をそつなく客観的にやるのが一番いいわけではございすので、そういう方向に近づけていく。そして国民の皆様には、機会を得ましてできるだけそういう理解、協力を深めるやうに工作していくといふのが、私は大筋かと存じます。そういう体制でただいま推し進めておりまして、この安全問題もいわばその強化あるいは責任所在をもつと明確にする一段階であるといふやうにお考えいただければ、大変ありがたいと思ひます。

○上原委員　いま大臣、かなり長々と御答弁いただいたのですが、ある面では理解できないことでもございませぬ。御指摘のとおりだと思ひます。ね。しかし、今日の原子力行政に対して、あるいは原発問題について、国民の持つてゐる不信感といふのは、決して小さい事故とは思つてゐないわけですね、あるいは故障とは。まさか大臣も「むつ」の放射能漏れも小さい故障だといふやうなお氣持ぢやないと思ひます。いわゆる過去十年間余にわたるこの原子力行政一連の積み重ねに対して国民がなかなか信頼できないといふところに、私は根本的な問題があると思ひます。

そこで、いま安全性の問題については、特にその安全性の確認といふことと、あるいは検査、開発のスタート段階におけるいわゆる設計の問題もあるでしよう。そして、何よりも責任の所在を明確にすることが大事なんだといふことをいみじくも御指摘あつたのですが、その点はそれのとおりだと思ひます。じゃ、「むつ」があれだけの事故を起こして国民的な社会問題になつて、後でちょっと先ほどの質問とも関連してお尋ねしますが、佐世保に持つていくといふことでもあるんです、どこでだつて反対をしてゐるわけですね。なぜ、それだけ国民にきらわれるかといふことを考えた場合に、基本は安全性の問題だと思ひますね。信用ならぬじやないのか。それと、あれだけ事が大きくなつたにもかかわらず、だれも責任を

とる人はいなかったんじゃないか。責任の所在というものは不明確なんですね、「むつ」問題にしても、一体、科学技術庁にあるのか運輸省にあるのか通産省にその責任の所在はあるのか、これさえわれわれから見ると不明確。それもお尋ねしたいところなんです。それから責任の所在を明らかにしていくには、それなりの機構というものを整備をしなければいけない問題もあると思うんですね。

そこで、この安全局を新設するだけで責任の所在明らかになり、あるいは原子力行政の指摘をされている一元化の問題等がより充実強化をしていくのかどうか、この点はどうなんですか。

○佐々木国務大臣 前段の問題でございすけれども、日本だけが特殊な軽水炉をつくっておるのあれば、それを使用しておるのあればあるいはお説のとおりだと存じます。しかし、ほとんどアメリカから輸入いたしまして、同様のものを建設しておるわけがございまして、したがって世界共通の原子炉であることは間違いないでございせん。ただ日本は、各国では余りそういう意味では関心にならないようなことも大変大きな問題になるという、この日本独特の原子力風土と申しますか、こういうものは一体どういうことで醸成されたのか。同じものを使いながら日本だけは特殊な風土という、その原因は私はたくさん複合したものだと思います。それは何かという吟味をする前に、私もといたしましては、まず、先ほど申しましたように、日本独自の軽水炉安全のための研究、実験を重ねて、そしてこれであればもう絶対故障もありませんというくらい進めたいものだというところで進めているのでございまして、その問題自体がそういうふうな完全なものでありますれば、いろいろ騒ぎ立てるのが実はおかしいのでありまして、そちらの方に欠点があるんじゃないかということになります。しかし、いまは必ずしも完全とは申しません。故障が起こるのでありますから、それはとめて直しておる最中でありまして、たとえばブルガリアの科学大臣、教育大臣が四

日ほど前でございますか、私を訪ねてまいりました。一緒に御飯をいただきました。御承知のように共産圏の大臣でございます。お国では原子力発電をやっていますか。やっています、一基たたいま動かししています、軽水炉でございます、二基目をいま建設中でございます。日本と同じものですね。それで、お国では何かそういう立地に絡んで人民運動のようなものがございますかと言ったら、いや、全然ありません。ある国も若干でございますけれども、おしなべて日本ほどこの問題に対してシリアスと申しますか、というところは私はないように考えております。ですから、まあおっしゃる通りに、確かに行政的な責任等もあつたらうし、また日本の特殊な風土もあつてそういうふうなことになると思ひますけれども、これから逐次そういう方向は、風潮は、風土は改善していかなければならぬと考へつつ、先ほど申しましたような三段の考へで進めておるのが現状でございます。

それから後者の、責任はどうかという問題でございまして、この「むつ」の問題に対する実験段階に対する責任の所在は、これはもう明確でありまして、疑う余地もございせん。したがって、行政官庁としてはだれが責任を負うべきかということは当然だと思ひます。したがって、たゞいまの段階でだれが責任があるかと申しますれば、先ほど申しましたように原子力委員長である、また科学技術庁長官である私が最終責任者であることは明瞭でありまして、したがって責任をもつてたゞいま推し進めている最中でございます。

○上原委員 責任をとるといふのは、いろいろと方々はあると思うのですが、これは少しまた議論する中でやるとしまして、どうも長官のおっしゃることに余り釈然としないものを感じるのです。確かに西欧諸国なりいまだ原子力開発を推進しようとして諸国においては、それぞれの国の政策なりあるいは国民性というのがありますから、日本のように反対は起こっていないかもしれ

ません。国民的コンセンサスというのは比較的に得やすいという環境にあるかも知れない。しかし、そうだからといって、どうも原子力行政に騒ぐ方がおかしいのだというような発言にはちよつと納得いきかねるのです。これについてはやはり日本が被爆国であるということ、先ほど指摘をいたしましたように「むつ」問題にしましても原発にしましても、もうほとんど故障続きなんです。こういう国民の不信を招くような事業のあり方、事業団のあり方、あるいは行政のあり方というものの積み重ねによつてますますエスカレートしているという私が冒頭申し上げた基本に対する姿勢、考へ方というものを改めていかなければ、安全だから爆発はしないのだ、しかし、かといつて放射能が漏れたらそれは事人命にかかわるどころか大きな社会問題であることは、もちろん指摘するまでもないわけですね。この点は、やはり私は最初申し上げたような基本にかかわつておると思うのです。そこで、そういう御発言には納得しかねるという点を一応指摘をしておきます。

いま責任の所在について明々白々だということもありましたが、この「むつ」の問題を一例にとつてみましても、調査報告では、まあ一説してもかなり改善をすべきであるという点を鋭く指摘をしていくわけですね。やはり政策上の問題点があつたということ、いろいろ政策上の問題点について触れている。あるいは組織上の問題点、技術上の問題点、事業団なり業者との契約の問題点について改善をすべきだということを厳しく指摘をしていくわけですよ。だから、日本が特殊な軽水炉を使つていないんだ、原子炉を使つていないんだ、アメリカにおいて安全であつたからというそのデータに基づいてそれをわが国に立地をさせる場合に、十分にその安全性な審査というものを技術的にも消化をし切れないような段階で、一応安全だからというそれにフアームをしてきたというところには政策上の大きな問題が私があつたのではないかという感じがするわけですね。この点はいわゆる原子力基本法でも言つておる通りに、平

和利用というものはこれはもう根本で、指摘するまでもないと思うのです。核開発とかそういうもののつながる、いわゆる軍事に利用するということは、これは憲法から考へても、基本法から考へても、われわれの立場からして論外だ。しかし十分なチェックをしないと、これをただ野放しにできないということは政治的に言えると思うのですが、そういう政策上の問題は、その国で安全であつたからわが国でも安全なんだ、そういう、ある面では非常にずいぶん、安易な立場でこの原子力開発というものをやつてきた、ここにどうも大きな問題点があるような感じがするわけですね。

いま一つは、組織上の問題にしても、行政職の方でもいろいろ指摘をしておりますが、この根本をどう改革していくのかということもあわせて、原子力行政全体についてこの段階でもう一度、科学技術庁独自の立場からといひますか、技術庁が主体になつてこうなんだ、こうすべきだ、こういう改革をせねばいけないのだということを国民なり政府全体にお示しをいたさないかと、私は、もやもやとした形でまあ何とかその場をつくらうていけばいいところでまずまず行き詰まりは深くなるだけで、一向に根本的な問題は解決できないと思つたのです。ここいらはもう一度改めて大臣の見解なり決意のほどを伺つておきたいと思つたのです。

○佐々木国務大臣 まずもつて、上原先生に誤解があるといけませんので、先ほど私が騒いでいる方がおかしいと申したのは、主観を交えたものではなくて、他国に比較して非常に異常であるという事実そのものを申し上げたわけでありまして、それがいいとか悪いとかいう判断、評価をしたわけはございません。事実であることは間違いないでございせん。事実を率直に認めてもらつた方がよろしいかと存じます。

そこで、大山報告によりまして、技術の積み重ねが不十分じゃなかったか。私、大山報告の意図するその意味が、大分前に読みましたのであるいは少し見当外れの答弁をするかもしれせんけれども

ども、私の感じではまきしく、軽水炉の開発は日本で原研を中心に進めておりましたが、実用炉だというのでまずアメリカから今度取り入れて——ドイツではアメリカから入れたこの軽水炉を分解、研究実験をいたしまして材料その他も自分の技術でそしやうし、そしてかたがた自分研究したものも調合して独自のものをつくっていったわけでございますけれども、日本は残念ながら基礎研究は原子力研究所、実用になるともう別の機関だ、こういうふうになっていくのですから、原子力の初期の開発当時に意図しておったような積み重ねの上に乗っていかう、必ずしもそういうふうには順を追って進んでいかなかったという点に、振り返ってみますと大変一つの反省材料があったのではないかと、これは、私、お説のとおりだと思ひます。したがひまして、遅まきながら、現在実用炉としてこれを使っているサイド、たとえば発電会社でも、あるいは通産省でも、あるいは科学技術庁でも、みんな一緒に進んで、メーカーも一緒に進んで、いままでの日本を持っている技術をさらに集中して、さっき申しましたような、小さい故障すら起こらないようにしようじやないかというところでせつかくだいま総力を挙げて研究中でございます、私はこれはもうそう長い期間にはかからないと存じます。したがひまして、お説のように基礎から続いて、だんだんそれが自分で実験炉、原型炉までやっていくというふうな順を追ったものかといひますと、必ずしもそうでないことは事実でございます。しかし、そういうところでは、遅まきでありますけれども、進みつつあるということを御了承いただきたいと思ひます。

組み立てていくという過程におきまして、いささか欠点があったのじやなからうかという御指摘もございました。この点は確かにそうだと思ひまして、私が就任いたしました以来、事業団の陣容を一新いたしました、そしてそういう技術のエッセンスを、御協力いただきまして、たゞいまは本来のシステムエンジニアリングにふさわしい体制で修理あるいは総点検の計画を進めているというふうに考えております。

先ほど申しましたように、ただそれがまたできたからそれでいいかといひますと、二度とこういうことは繰り返したくありませんので、運輸、科学技術庁、それから学識経験の皆さんに集まっていたいただきまして、その事業団で出したものをさらに再検討を加えつつあるというふうに念入りにたゞいましてまいります。

○上原委員　たとえばこの大山報告の中でも、特に問題点として指摘している個所に「大規模な開発計画を遂行するためには、十分な組織と強力な指導者が必要であり、かつ、その組織の技術上の責任分担が明確であること」というようなことも指摘しているわけですね。もちろん私たちは、その推進のあり方について必ずしも大規模な開発が必要であるという立場には立ちませんが、いろいろ問題があるという前提で申し上げますが、要するに、この安全局をつくって進めようとする原発問題、総合エネルギーという中で進めようとする原発問題、原子力行政というものをやっていくという場合には、機構上の問題にしても、その人員、スタッフの面においても、ある面では予算の問題も言えると思うのです。必要なだけ強調していい、それを追認をしていくための安全性の問題なり技術者の養成あるいはスタッフの養成というものは常に後追いをしてきたようなことではないのか。この報告書に盛られていることさえも消化できないということではいかないと思うのです。最低限度これは直ちに実行に移すという、それを行政機構としても改革していかねばいかな問題もあるでしょうし、執行としての措置も

なさなければいかな問題だと思ふのです。じや、ここはこの報告書の具体的な実行というものはどうするかというのを聞きたいわけですよ。これに対応していく科学技術庁の姿勢というものはどういうふうになつておるのかということをおしやうし、鋭意検討中である——これは例の有沢試案がいま一応試案として出されているわけですが、それがまとまった段階で、こういう問題も含めて、総合的に改革といひますか再検討を加えていくということなのか、ここいらについてぜひ明らかにしていただきたい。

それと、今度できるこの安全局との相関性というものは一体どうなっていくのか。

○佐々木国務大臣　原子力、軽水炉自体の安全性はどうかというその問題、あるいはそれに対してたゞいまは研究あるいは実験のサイドで総力を挙げてやりつつありますという、それも決して重大事故とか仮想事故といふことはこれはあり得ないと考えますけれども、小さい故障のようなものは起きておりますから、そういうものもないようにというので、たゞいま一生懸命検討中だといふことは申し上げたとおりでございます。

ただいまお話しした点は、その問題はわかつた、そうじやなくて、それを審査、検査するその機構に対して一体この安全局といふものはどういう地位を占めるのかと、こういう御質問にしろられての御質問と考えますが、それでよろしゅうございませうか。——これは先ほど、また先般も各委員から繰り返し御質問がございまして御説明申し上げたのでありますが、有沢機関の答申は、技術的な改革案であればあるほど、私の答申が出て以来それを実現化するために、私は法律の面、あるいは予算、人事等を完備するまでには相当時間がかかるものと思ひます。また、有沢機関そのものの答申自体も、先ほど局長からお話しありましたように、いまの段階ではやはり数カ月後までかかるのじやなからうかという見通しでもございまして、答申が出てからそれを具現化するまでの道

が、これは大変なものだと思ひます。そうして、できた新機構が行政として定着するまでにはまた相当の時間がかかるわけでございます、それまでそれではこのままで放置できるかと申しますと、私はそれは考えません。したがひまして、できるだけ早くこういう少くとも充実した機構をつくらう、そしてよりまた責任の所在も明確にしたらいひのじやないかということでございます、このもの自体に、有沢機関からこういうものをつくっては大変邪魔だ、つくらぬ方がよろしいという反論が出来ますれば、これはもちろんこのまま進めるのはどうかと思ひますけれども、しかしいまのところは別にこれをつくるからといって障害になるものでなし、むしろ今後充実する過程と受け取って、根本的な改革論をお進めの方でございませうから、まずその一段階としてこれを進めたいということでございます。

また、先ほど申しましたように、たゞいま申しました軽水炉の安全性いかんという問題ばかりじやなくて、原子力の安全問題には、またものと違つた、より重大な安全問題があるのでございまして、それはこの原子燃料、プルトニウムとか濃縮ウランとかいったようなものを平和にのみ利用する、原子力の研究開発、利用は平和にのみ使うというそれをどうしてギャランティーするか、保証するかという問題が一番実は国としては重大な問題でございます、その面におきましては、御承知のように相互条約を各国と結んで、平和利用にのみ使うということで、ウランなりあるいは濃縮ウランなりあるいは機械等各国から提供を受けているわけでございます、その受けた原料、燃料、機材等が平和の目的にのみ利用されるかどうかというのをギャランティーする意味で国際機関に査察を各国ともゆだねまして、そして日本は国際機関から査察を現在受けておるわけでございます、毎月数名来て、そして年じゅうあらゆるものを無差別にたゞいま査察を受けているわけでございます。

これが、核防条約ができますと、この査察が、

日本が主体性を持って査察するようになります。国連の機関の査察官はいわばオブザーバーのようになつてしまつてしまつてしまつてしまつて、そうなりますと、この核防条約を受けて、自分で主体性を持って自己査察をするためには一体国内でその査察官の用意があるのか、また国際水準に達したそういう査察技術を持っているのかといつたようなことが国際機関でも非常に問題になつておられますし、また参議院では、特にこの核防批准問題を中心にいたしまして論議になつたところでございます。したがって、あの条約を批准することになれば、一刻も早くそういう査察機関等を充実しなければ、この安全局ができ、そして核防が批准されれば、即座に人員を増加しようという予算上の取り決めも実はできておりました、私どももいたしましては、そういう意味を兼ねてこの安全局というものも一刻も早く生かしていただきたい。それからもう一つ、ごく最近になつて大變問題になつたのは、フィジカルプロテクションという問題でありまして、プルトニウムとか濃縮ウランというものがハイジャックのような盗難に遭つて、そしてああいう連中がもしこれを爆弾等に活用して恐喝ないし狂乱の用に具したということになりますとこれは大變なことになるから、そういう点に対して各国の防護措置は十分かということも実は強く問われておるところで、ごく最近もウィーンの国連機関から、そのための各国の担当官が出まして、レポートが出来まして、そのレポートに乗つて、各国の実情に合うようにひとつ防護体制を整えろというのでありまして、参議院の審議では、それこそは一方所で、責任を持って窓口を一本にして、そしてそれに対して強力な体制をしなければ、これは警察のようだけれど調査部門のようだけれど、それぞれ任務があつても、責任箇所というものについて明確でない、一切を保障し、責任を重んずるのだという体制を明確にしなければ、えらいことになりまふという忠告が、最近、特にこの臨時国会になりましてございまして、それじゃ、いまわが国は原子力局しかござい

ませんから、したがって、この原子力局から安全局を分離して、そしてそういう点もあつて至急充実を図るべきだという、反面の、もう一方の要請もございまして、軽水炉の安全性いかんという問題も一つ。それから、いま申しましたような、いわば核兵器あるいはハイジャック等に対する配慮、という点も一つ。またもう一つ、たつて言いますと、いまだなんだん国会でも審議の中心になつておりますのは燃料サイクルという面における再処理施設が一体安全であるかどうか、あるいは廃棄物の処理が海の汚染等につながらないか、そういう点をこれは責任を持って国としてやっておるのだ。これは原子力局がこの任務を負つておるわけでございますけれども、だんだん具体化してまいりまして、大變深刻な問題でございますので、そういう面もあつて処理していただきたい。というふうになりますと、この安全局を離すのは、必ずしもさつさの原子力そのものの安全という面だけじゃない、広範な任務を持つておるわけでございますから、どうか一刻も早くひとつ御承認を得られれば、大變ありがたい、幸せだといふふうに考へておる次第でございます。

○上原委員 そうしますと、基本的といひます根本的には、この原子力委員会のあり方に関する有沢試案なるものが、試案じゃなくして報告、答申として出てきて、それを受けてさらに全般的な機構の問題、陣容等についても検討を加えていく。それまでの改善の策として、どうしても安全局を設置することによって当面の問題等についてと積極的な行政措置をやつていきたいということをお願いしてやうと思つておるのですが、それと核防条約の問題、これは別ですが、政府が今国会に出さなかつたのであつて、これもわれわれは出せば審議したいという立場にあるわけで、特にこの問題と安全局の問題とは私は直接関係ないと思つておる。しかし原子力行政という面では、核防条約の問題は不可分の問題になつてくると思つておる。その点もコメントをしておきたいと思つておる。

そこで、いまの大田のお答えによりますと、この原子力委員会の答申はなかなか時間がかかるのだ、先ほどもちよつと聞いていましたが、局長の御答弁もありましたが、私が冒頭申し上げたように、いろいろな国民の不安というものを除去していく、もつと原子力行政に対する理解と、いい意味での協力体制を整えるという意味では、やはり原子力行政全般についての政府の現段階における新たな政策をもう一度明らかにする必要があるという立場を私は強調しているわけです。この答申については、これは委員会の運営の問題もあるでしょうから、早く出せとかあるいは待てとかいうことにはならないでしょうが、これをもつとスピード化していく考えは全然ないのか。

〔木野委員長代理退席、委員長着席〕

私たちは、やはりこれが初めて全般的な科学技術庁の機構の問題なり、通産省なり運輸省との関係の問題等も含めて検討すべきだという立場を、機構上の問題としてとらえておるわけですね。これが出るまでの間はこの安全局をつくっていく、消極的な立場でこの問題を見ておられるのか。どうも議論だけが先走つていって、なわ張りの問題などもあつて答申案そのものもなかなかまとまらないのじゃないかという見方も一部にあるわけなんです。ここいらの点は見通しとしてはどうなのか、お聞かせいただきたいと思つておる。

○佐々木国務大臣 私は直接有沢機関の審議には携つておりませんが、先ほど局長からお話しありましたように、単に機構いじりだけでプラスマイナスをするというふうなことであります。私は簡単だと思つておる。しかし問題はそういうものじゃなくて、先ほど申しましたように、この原子力行政は実態的には非常に深い問題を含み、しかもその上に乗つた行政であるのが一番望ましいのでありまして、この問題を解決できるといふ体制に行政機構を整備されていくのが一番望ましいのでありまして、機構だけをただプラスマイナスすることでは問題の解決にならぬのであります。しからばその実態というのはどうい

うものであるかといふと、これはたくさんございまして、一つの例をごく単純に挙げますと、たとえばアメリカで原子力委員会をなくして規制委員会をつくつた、つくとつて、結果がよろしいかといひますと、私から批判する限りではありませんが、アメリカから来る人たちが聞きますと、これはまた逆で大變批判が多いような状況で、やはり安全ということになりますと、さつき申しましたように安全研究をどうするか、このものが根本でありまして、それを検査、審査するその責任者いかに言へば、私申しましたように、国の行政の責任者は私でございますと明確なんです。ですから、そういう問題に余りとりわけるよりは、むしろ実態面をこの際進めるものはどんなに進めたらどうか、有沢機関でもああいう大家の人たちが集まつておるわけですから、原子力行政は何か一体問題なのかというその根本をいろいろ御議論なすではないだらうかと私は思ひます。そうなつてまいりますと、なかなか簡単なようで複雑なものでございまして、さうすぐ回答がなかなか出にくいのではないかとこの感じも実はいたします。で、また、よし回答が出て、予算編成は年に一遍しかないで、それが実際に予算にのりあつて、法律化し、各省との権限を調整し法律を整備して、議會を通してということになりますと大變また時間がかかります。今度はできたものに對して人事をどうするか。たとえば原子力委員会等は全部國會承認をございしますから、そういう手順を経て実際に整備をした、整備をしたそれが現実に行政として定着をしていく、いろいろな事例に遭つて、それを処理していく間に定着をしていくわけでありまして、それが権限のみでなく、事実自力でもつてそういう問題を処理していくという行政としての権限のみならず、権威あるいは実績というものを積んで定着していくためには相当時間がかかりますよ、したがって、それを待つてからやつたらいいのではないかと申しますと、そういうことではとうていいまの緊迫した安

全問題に対する要請は、軽水炉の安全問題ももちろん大きな問題でありますけれども、それ以外にもたくさん要請される事項があります。そういう問題を安全局が全部即座に回答するということを毛頭申しておるわけではございませんで、少しでも充実して、そういう客観的な要請におこたえしようではないかという趣旨でございますので、御理解いただければありがたいと思ひます。

○上原委員　そこで、実際にそういうふうな機構を改革していく、あるいは行政の内容を持つていきたいということなんですけれども、そうでなければいけないと思うのですが、しかし、ある面では逆の現象といえますか、逆の方向にしか向いていないという感じを受けないでもないわけです。そこで、原子力行政懇から酒井委員が辞任した理由はどのようなわけですか。

○安仁屋説明員　酒井委員は第十五回会合の冒頭に辞任を申し出られましたが、その際言われました辞任の理由は、第一に、原子力行政懇談会でこれまで主として原子力行政機構が論議されてきたが、その間における政府の原子力行政を見ても反省の色が十分であり、国民の不安は解消されてない。第二に、したがって、自分が本懇談会に参加していることは、このような政府の姿勢に不満を持っている人たちの運動の障害となつていく。この二つの理由を挙げまして辞任されたわけでございます。

○上原委員　その理由に対して政府はどうお考えですか。

○安仁屋説明員　政府といたしましては、原子力行政懇談会を開きまして、国民の批判にたえるような原子力行政の体制を確立したい、このように念願しておつたわけでございます。それで、ちょうどこの辞任を表明されました時期は有沢試案が提出された時期でございまして、それから本格的な議論に入るといふ段階でございまして、座長といたしましてでもできるだけ慰留に努めたい、こういうことで努力されましたが、結果として辞

意の撤回がなかったということは非常に残念に思つてゐる次第でございます。

○上原委員　ですから、先ほどから申し上げておりますように、一方においては国民的なコンセンサスを得なければいけないという立場にある。また原発問題にしても、住民参加の問題いろいろ出ているわけですね。そういう状況でありながら、この言われておる有沢試案の作成段階においても、原発問題に懸念を持つてゐる、あるいは政府の原子力行政に対して不信を持つてゐる国民を代表すると思ふ委員が中途で辞任をしていく、こういう状況なんですね。根本的な問題に対して解決をしていくという意欲という面において非常に欠けているんじゃないかという感をわれわれは持たざるを得ないわけですよ。事態に伴う機構にする、あるいは行政にすることであれば、辞任をする理由としてはお述べになつてゐることをいま挙げられておられますが、むしろその前には、原子力行政についての意見書というものを提出をしておられるわけですね。なぜこういうことを委員会としてもあるいは政府としても十分に取上げていく、反映をさせていくという姿勢をとれないのか。こういう問題を解決しないでは、基本的な点といふものは行政機構いじりしたつて全然だめだ。いまや安全局をつくつてみても、大臣がおっしゃるような成果といふものは得られない。かつて物価局を経営したつてくれば物価が下がるのだというのとを盛んに大臣なり政府委員は答弁しておつたが、つくつた途端に物価はどんどん上がつてしまつた。それと比較するのは当を得ないかもしれませんが、もつと基本といふものに對して押さえておかないといけないことがあるのじゃないのか。それを根本的に法の改正なりあるいは機構の問題として、行管と相談するなら相談する段階で、問題としてものを出した上で国会の協力を得べきところは得る、議論をさせるべきところはさせるというところをおやりにならないのか。ここに非常に懸念があるものですから、検討してやります。

あるいは今後安全性の問題についても住民の理解を得るようによつていきますと言つてみても、なかなかそれをまともに受け得ないという面があるものです。それから、こういう問題に対する国民の懸念なり、今後の行政のあり方として本場にこのままていいのかわるか、改めてお聞かせいただきたいと思ふのです。

○佐々木国務大臣　行政懇談会の委員を指名する際、私も総理に呼ばれて御指示を受けた一人でございますけれども、総理のお考えは、広く国民の意見を取り入れた方がよろしいということ、で、原案にはなかつたのでございまして、けれども労働界の代表も入れたらどうかということ、総評、同盟の方が入つた記憶がございまして、したがうして、先ほど政府委員の方から御説明がありましたように、政府といたしましてはできるだけ議を尽くしていただきたという念願に燃えてゐることはさきさきのお話のとおりだと思ひます。

どういふ理由でおやめになりましたか、私先ほどの説明を聞いただけで、直接関知しておりませんので詳しいことはわかりませんが、しかし、そういう国民のコンセンサスを得た上でのこととてございまして、せつかく有沢試案が出たこととてございまして、できますれば審議にお加わりになつて意見をまた引き続き述べられるのが国としては大変ありがたいことだと思ひます。けれども、残念ながら慰留がきかなかつたという点に關しては、私も大変残念に思つてゐる次第でございます。

○上原委員　そういうことで、また補充の問題もあるでしょうし、ますます国民から遊離をする形の委員会運営、行政懇のあり方なり法改革ということにも私たちは納得しかねるという点を申し上げておきたい。

そこで、時間も来ましたのであと一点だけお尋ねしておきたいのですが、使用済み燃料の再処理問題は、今後どういふ方向でやつていかれようとするのか。たしか動燃の再処理工場というのが五十年から運転を開始するというところで試運転な

どもやつていますが、そこでも被曝問題などが出ているわけですね。現に事故が発生している。またその処理能力から言つても、いわゆるいま政府の進めている原子力発電計画と使用済み燃料処理というものは、将来大きく格差が出る可能性がある。現在、たしか英国、フランスに頼んでゐる。この再処理もやつてゐると思ふのですが、ここの再処理問題についての計画なり今後の見通し。また仄聞するところによりますと、英国にしてもフランスにしても、何で日本のごみを処理しなければいかぬのかということが国際問題になりつつあるといふことも聞いている。こういうことについてはどういふふうにしていくのか。ですから、基本的な問題といふものがますます残された形で、どういふ開発だけ進んでいくということに、先ほどから言つておりますように問題があるわけですが、この点はどうなさるのか、お答えいただきたいと思ひます。

○生田政府委員　使用済み燃料の再処理問題でございましてけれども、ただいま先生の御指摘にもございまして、まず第一は、現在動燃事業団が建設をいたしまして試運転を開始いたしております。また東海村の再処理施設、これで再処理をすることが可能でございます。ただ、先生も御指摘になりましたように、これが発電能力にいたしまして約七百万キロワット程度の処理能力しかございせん。したがうして、今後原子力発電の規模が拡大していくわけでございますので、それを超過いたしました分につきましては、現在すでに行つておりますように、主として英国及びフランスでございまして、海外に委託いたしまして再処理を行うということをつなぎとして考えております。これはもうすでに現在契約をいたしまして、海外に持つていつてゐるわけでございます。そのほかに、先生御承知と思ひますけれども、最近、英國の燃料公社が新しい再処理施設を建設するに当たりまして、わが国と長期契約を締結したいといふ申し入れがございまして、ただいま電力業界が燃料公社と具体的に交渉中でございま

す。

一方、でき得れば国内に完全に完結いたしまして核燃料サイクルを確立するということが当然望ましいわけでございますので、動燃事業団の再処理施設に続きまして、第二再処理工場の建設の準備に取りかかっておりまして、電力業界におきまして、第二再処理工場の建設の基礎調査に取組みまして、その点につきましては、原子力委員会におきましても連絡をとりまして検討を進めておりますし、通産省におきましても、特にその第二再処理を行います企業の形態、それに對します財政的な援助の方法等につきまして調査を開始いたしております。

以上のようなことございまして、整理いたしますと、動燃の国内の再処理工場、それからそのつなぎとして海外への委託、第三段階といたしましては、国内で建設予定のかなり規模の大きな第二再処理工場によりまして、使用済み燃料を再処理する計画でございます。

○上原委員 現段階で使用済み燃料の再処理はどのくらい出ているのですか。

○生田政府委員 現在運転に入っております軽水炉が、ごく最近営業運転に入りました関西電力の高浜の二号を加えて約五百二十万キロワットでございます。これから出ました使用済み燃料は、現在動燃の再処理施設がまだ本格運転に入っておりませんので、逐次英國あるいはフランスに送りまして、再処理を委託いたしております。動燃の再処理施設が完成いたしましたのは、これに見合います分は当然動燃で再処理いたしまして、それを超える分は引き続き海外へ委託ということに相なっております。先ほど申し上げましたように、動燃の再処理施設が完全に運転の状態に入りますと、約七百万キロワット程度分までは再処理の能力がございます。現在約五百二十万キロワットでございますので、現在の段階では動燃の施設につきましてまだ多少の余力があるという状況でございます。

○上原委員 そうしますと、今後の原子力発電計画の推進に当たって、たしか一九八五年段階までですか、四千九百万キロワットに持っていくという計画になっているかと思うのですが、その段階では再処理をしなればいけない使用済み核燃料というのはどのくらいになるのですか。

○生田政府委員 ただいま先生御指摘の一九八五年、すなわち昭和六十年でございますが、四千九百万キロワットといたしました場合、使用済み燃料の発生量が、昭和六十年年度におきまして七百トンでございます。それから、現在から昭和六十年に至りますまでの累積量といたしましては四千百トンでございます。

○上原委員 それが再処理できるというめどは、さっきの説明では完全に立たないのじゃないですか。国内で処理できるといふのは、動燃の再処理工場がフル回転しても二百トンぐらいでしょう。四千トンということになりますと、昭和六十年ですから、もちろんそれまでには長い期間あるし、反面、民間の第二工場、民営の再処理工場の設立も考えているのだという御説明でしたが、これとてそううまくいくという状況にはいまのところない。さらに、この処理の方法にしても、安全性の問題等がきわめてむずかしいということ、一般的に、専門家のみならずマスコミも盛んに報道しているわけですから、こういうことに対しては、どう処理されていくのであろうかということ、国民の側からすると疑念に疑念を積み重ねているというのはいまの原子力行政に対する大きな不満であり、不信になっていると私は思うのです。こういう基本的な問題について、年次的にこうなっていくのだという説明が、国民が十分納得のいくような方向では出ていないと思うのです。しかも、プルトニウムの問題にしても、安全性の問題にしても、事故が起きるのじゃないか。現に試運転の段階でも労働者は被曝に遭っている。それと問題になっている。これがだんだんエスカレートしていく、こういうことしか考えられないというのはいまの原子力行政に対する国民の疑念なん

です。こういう問題を抜本的に解決していくことが何よりも大事だということは、私が最初から指摘をしていることなんです。これも本当に英國やフランスとの長期契約の中で処理していけるのか、あるいは国内で再処理が可能なのかどうか、こころはどうかなんです。

○生田政府委員 数量で申し上げますと、昭和六十年年度四千九百万キロワットの原子力発電が運転に入りました段階で、年間の使用済み燃料の発生量が七百トンでございます。それに対して、動燃事業団のたゞいま試運転をいたしております再処理施設の再処理能力が二百トンでございますので、差し引き四百九十トン不足してまいります。

ただ、ただいま先生の御質問でございますけれども、私も、原子炉の設置許可をいたします場合に、安全性その他のいろいろな要件と同時に、使用済み燃料の再処理の問題も必要な条件として十分検討いたしております。その設置許可をされたら原子炉から発生いたします使用済み燃料の再処理のめどが立っていない場合は設置許可をいたしてはなりません。設置許可の必要な条件といたしまして、国内の再処理工場、あるいは海外に持っていく場合は海外との再処理の委託契約が非常に明確である場合に限り設置許可をいたしておりますので、これまで設置許可をいたしたものにしましては、動燃で処理いたします分、あるいは海外に委託いたします分については全部めどが立っているわけでございます。今後とも設置許可の場合は、当然再処理の方法が確定いたしましたものにしましてのみ設置許可をいたしておきますので、原子炉はでき、運転はでき、使用済み燃料の再処理のめどが立たない、いわゆる反対運動の方からよく言われますけれども、いわゆる反対運動という御批判は、現在のところでは私もはききょうなことはいたしております。全部そのめどを立てまして行っている次第でございます。

○上原委員 そうなっているか、あるいはまたその

うならないかは今後のことを見守っていかねければなりません。少なくとも国民から相当疑念を持たれているという点は指摘しておきたいと思

います。そこで、もう時間ですから、安全局をつくつても、安全審議委員会のあり方とか根本的な問題を解決しない限り原子力行政に対しての国民の不信、疑惑というものは解消できない、そのことが先決であるということ強く指摘をして、質問を終えたいと思

○藤尾委員長 大出俊君。

○大出委員 時間の関係がございましてから端的に承りたいのですが、事と次第によりましては、動燃事業団の工事発注責任者あるいは動燃事業団の当時の担当理事、さらに発注先の工事請負者などをこの委員会に参考人として呼び出したいと実は思っているわけでございますが、その前に一つだけ、この間の質問と別の面に関連がござい

ますから聞いておきたいことがあるのであります。「むつ」を佐世保に持ち込むことについて、長官はできるだけ早く修理体制に入れるようにしたい、何か年内ぐらいには片をつけた、こういうお考えがあるような感じがするのであります。後の質問者の質問等とも関連をいたしますので、もう一遍改めて承りますが、「むつ」は今年じゅうに佐世保に持ち込んで修理体制に入りたい、こうお考えでござい

ますか。○佐々木国務大臣 先ほど何遍も申しましたが、修理点検計画のレビューをたゞいま念を入れてやっている最中でございまして、それがこの月末ぐらいにはできる予定でございます。したがって、それを踏まえまして事務的には現地のとの交渉に入りたい体制はできるわけでございますけれども、しかし、御承知のような大きな政治問題でもございまして、総理がお帰りになり、政府首脳でいろいろ相談もし、あるいは現地の状況等も勘案いたしまして、その後のスケジュール等を決めてまいりたいと思

ただ、先ほど申しましたとおり、強引に政府

でなければならぬ。大出さんのお言葉を述べて、
「それでは、御質問のようでございますが、それ
に立つての御質問のようでございますが、それ
じゃないのでございまして、ただいま「むつ」は
原子炉をとめまして、ただの船でございまして。仮
に長崎という場合が予想されるとして、長崎に入
る場合もいまだ陸奥湾でつながっているそのまゝの
姿で入るものでございますから、入ること自体は何
にも問題ないと思います。」
そこで修理の段階、総点検の段階で、それが安

全にできませんかという懸念があると困りますので、修理点検も絶対安全でございませうという、ただいま精密な計算をし、計画を立ててそれを立証しておりますから、皆さんには修理点検の御安心くださいよ、こういうことでございませうから、それが、そんなことないだろう、こういう御意見であれば、いや本当に安全なものでございませう、幾らでも御説明申し上げますからということで、繰り返し御理解いただくように努力するつもりでございませう。

○大出委員 どうもひっかかるんだけれども、あなたの方は一生懸命安全だ安全だと言っている。安全だ安全だと言つて海上実験をやつたら安全でなかったということなんだが、そうすると、あなたの方の安全だというのがわからぬやつは本当に物の筋道のわからぬやつだ、そんなものは反対しても排除してでも入る、こういう筋になりますか、いまの点は。

○佐々木国務大臣 排除して入るとか入らぬとか、別にそういうことを考えているのじやありません。私も、修理点検の過程では安全でございませうという確信を持っていますから、それをよく御説明をして、それが唯一の反対の理由であれば御理解いただくように努力します、こう申しとおるのでございませう。

○大出委員 それは反対の理由はたくさんありますよ。母港にされては困るとか、いろいろな心配もあるでしょうし、反対の理由はたくさんございませう、聞いてみると何項目もありますから。あなたが幾ら安全だと言つて、現地の方がそう受け取らない。そういうやつは物のわからぬやつだから排除してでも入る、こういうのでなければ現実に入れぬのだから。したがって、あなたが年内に決着をつけたいと言ふのなら、排除して入らぬ限りは話がかぬ。だから、そういうトラブルを起すべきでないと思うから、あなたの方が努力するな来年になつたてな努力する、こういう姿勢でなければならぬだろう、こう思うのです。そこを聞いていますけれども、あなた

の答弁はそこをお答えにならぬでほかの方をお答えになる。いかがでございませうか。

○佐々木国務大臣 私は丹念に御説明申し上げれば御理解いただけるものと思つておりますので、さつき申しました御陳情に見えたときにはこちらの安全に関する説明を聞かないで帰つたそうですから、非常に残念なことをしたと後から言つたのですけれども、時間の関係がどうかかわりませう。要すれば後で局長から当時の状況を御説明申し上げさせませうけれども、まだ安全だという説明をしてございませう。したがって、そういう説明をすればだんだんわかつてもらえるもの——私どもが何遍やつてもこれが安全でないものだということであればどうにもなりませんけれども、修理点検は何の心配も要りませんよということになつておりますから、御理解いただくようにしてございませう、こういうことでございませう。

○大出委員 あなたも東北の方で、なかなか粘りますな。同じことを何遍でも言うのですな。私も何遍でも言いたいだけども、委員長がじりじりしているから……。本当に厄介なものをつくられたですな、「むづ」なんというものを。

次に承りたいのですけれども、八百億からの科学技術庁の予算、つまり原子力関係の予算の中で六三%に当たる五百五十億からの金を使う動燃事業団。会計検査院の皆さんと去年の七月に水戸の料理屋「きくち」で、検査のさなかに芸者さんたちをばらばら一杯お飲みになった。今回は西洋堂なるレストランだと言ふのだが、私はこれはもうそであるとして申し上げて指摘をしてあるわけでありませう。そこで、いまの役員構成その他これは全部根本的に見直さなければならぬ、メーカーと電力会社との代表だけでやつていふというばかなことがあつてはならない、こういうふうにし上げたわけなんです、その後、会計検査院の第三局長をおやりになった方を皆さんが役員にお決めになった。警察の交通局長等もやつて、警察大学学校の校長先生をやつていた、その如の偉い方を監事にお決めになった。いろいろなことをなさつてい

るわけですが、その一番根源、この問題が表に出始めたのは、四十七年の動燃事業団に対する会計検査院の会計検査。検査報告が出されていゝるわけでありませう。この検査報告を一通りずつと読んで限りでは、何がどのぐらいどうなつていゝることだということになる。しかも不思議なことに、この検査報告にはどういふ企業に発注をしたのかという中身等も実は書かれていない。ほかの報告書を見ますと、たくさん書かれていゝる。何々建設。ここにも一つ例がありませうが、科目から書いてありませう。ほかの例で言いますと、造成建設事業費、造成建設費という、つまりこれだけの建設であるというところから、部局の名称は公害防止事業団とか、工事名は多賀城共同福利施設中央地区広場造成工事であるとか、工事の概要はどうなつていゝるとか、工事費は幾らであつて、一括して当初契約は幾らであつて、それが入札等によつてどう変わったか、請負人は株式会社青木建設とか、契約は指名競争契約であるとか、支払いは何年何月であるとか、ずっと検査報告に書かれていゝる。要はしたくても実はこの検査報告には何にもない。まあこれは一杯飲まされて、あえて検査報告を概要にしたなどということはこの席では申さぬけれども、まことにどうもわかりにくい。いまおいでになる方々が検査したんじゃないから、四十七年度だからわかりませうけれども、まことに不可解な、しかもこの中身からすれば幾らでも——内部の方が私に電話で、事業所長以下は夜の大名だ、夜の帝王だ、水戸の花街飲み歩いていゝる、そんな金あるはずはない、上部批判をすればとちめられる、上向いて物も言えない、ひどいものです。何やつてゐるかわかつたものじやない。その最大の根源は私はここだと考えていゝる。一つずつ細かく聞きたいです。事と次第によつちや発注の仕方、指名入札の形、工事受注会社社長さん以下、また動燃のこの発注担当の理事その他役員全部出てきていただきたい。

そこで、まず一つずつ承りますが、たくさんミスがある。ミスじゃないんだ、これ。私に言わせれば、意図的に抜いた、こう思う。こんなことがわからぬ技術者は世の中に一人もおりはせぬ、こう考えていゝる。「動力炉等の建設事業にかかわる建築、土木工事の予定価格の積算について処置を要求したもの」これが検査院の報告の見出しです。で、百八億円の工事をやつていゝるわけでありませうが、百八億円の工事の中で、私がこゝで計算をいたしましたら、二億二千二百二十五万円、これは明らかに不正です。抜いたなということ。二重積算でございませうかとんでもないものばかり。そこで承りたいのだが、

1 積算関係資料の調査検討が十分でないもの
(1) 新型転換炉原型炉建設工事のうち主建築家主体及びタービン台建設工事において、建て家等のコンクリート総量九万四千三百四十三立方メートルは生コンクリートをコンクリートポンプ車で圧送して打設することとし、そのコンクリート打設費については、コンクリートのつき固め、ポンプ車の運転、圧送管の配管等に要する労務費を積算し、これに積算関係資料から採用したポンプ車の使用料金を加えて一立方メートル当たり単価を千六百四十円ないし千四百四十円計一億二千五百九十六万八千三百三十円と積算してゐた。しかし、上記の積算関係資料に掲載されていゝるポンプ車の使用料金はポンプ車の運転や圧送管の配管に必要な労務費が含まれていゝるのであるから、別途にこれらの労務費を積算する必要はないと認められる。これが第一。

つまり、ポンプ車の使用料金そのものにポンプ車の運転や圧送管、圧力を加えて送る圧送管の配管に必要な人夫賃、つまり労務費が含まれていゝるのがポンプ車の使用料金だ。にもかかわらず、この積算の内容というものは、含まれていゝるのに別に労務費を積算してゐるということだ。明らかに二重積算であります。ポンプ料金の方に労務費を含んで料金が決まつてゐる。あたりまえのことでありませうが、別に労務費を積算して、足したものが一

億二千五百九十六万八千三百三十円、こうなっております。ところで、この報告だけ見れば、その二重積算になった労務費は一体幾らであつて、延べ何人だったのかということは何の記入もない。それが一人だったのか二人だったのか、全然わからな

い。ところが、だんだんこの中身を調べてみれば、何と一億二千五百九十六万八千三百三十円という積算のうち、別途二重積算をした労務費が二千五百万円ある。これは一体何ですか。こういうでたらめな、だれが考えたって、こんなものはそれこそ子供でもわかる。こういうばかんなことを平気でやっておつて、請負工事で発注しちゃつて、できた後から調べてしようがないと言つては、ほんととく手がありますか。いま私が申し上げたとおりでしょう。含まれているのに別に労務費を二重に積算したわけでしょう。それで、その差額もだから二千五百万円あるわけでしょう。

会計検査院の方に承りたいのですが、いかがでございますか。

○高橋会計検査院説明員 ただいま先生の御指摘のとおりでございます。

○大出委員 はい、結構です。

これは長官に承りたいのですけれども、こんなべらぼうなことが世の中に通つたらたまたまのものじゃない。国民の税金です。何ですか、一体このざまは。ふざけ切つています。ポンプ車の使用料金に労務費が入っているのはあたりまえじゃないですか。運転、圧送管の配管に必要な労賃を入れたポンプ料金じゃないか。そんなものを別に二千五百万円計算して、この分の総体の費用は一億二千五百九十六万八千三百三十円。二千五百万円とつたら一億でできるじゃないですか。一億のところを二千五百万円二重積算をしておいて、平気な顔をして発注しちゃつて、できちゃつたんだからしやうがないと言ふのは一体何事ですか。お答え願います。

○佐々木国務大臣 会計検査院の検査の結果、御指摘のような事例があつたということを聞きまして、私も大変遺憾に存じております。当庁とい

しましては、事業団の首脳部を招致いたしまして所要の体制整備等に急行しまして、自後こういうことのないように注意するというところで嚴重に申し渡しております。

○大出委員 世の中何も知らずにこれを通つたら

専門屋が計算しているのですよ、これは。いま「金環蝕」という映画をそこらでやっています。若い技術屋さんが山の中でダムをつくる、五億円抜くという使命を持つている担当理事がいて、若い技術者が積算をして、こうなりまして、それは君、幾らか少ないよ、こんな山の中で運んでくるんだから輸送費をもうちょっとふやしておきなさい、何が起るかわからぬ、いや、それも見込んで大丈夫、いや、山の中だから、若い諸君だからいろいろあるだろうからと思つて、もう少し優遇したいんだ、まあいいからこれだけにしておいてくれ、首かしげて、わからぬ、しかしどうしてもそうしろと言ふから、しようがないからそう書いた、それで五億円抜き出した、入札の仕方も、底を決めて、これ以下で入札してはいけない、これは外に発表しない、内輪で、理事の間で回して底値を決めている、それ以下で入札したのは全部没、こちらの予定価格に一番近いものを落札する、これがあの「金環蝕」という映画ですよ。こういうことをやれば、それは私どもは政治やつていふのですから、私の勢力分野の中で、何か建物を建てる、どこから頼んでくる、言わな

いわけにもいかぬから、口きいてちよつと話してあげた、それだつて選挙のときになると事務所へあいさつに来る。いまの世の中の通り相場じゃないですか。

これ、二千五百万も二重に労務費を乗つけてやつて、黙つて済みはせぬでしょう、世の中の常識で。夜の帝王にもなれば大名にもなりますよ。水戸の料亭を片っ端から飲んで歩きますよ、こんなものは。とんでもないことが起りますよ。新聞記事ができるのはあたりまえじゃないですか。こんなものをほつぽつておく手はないじゃないですか。いかがですか。これは警察庁の方もおいでに

なるんだが、私は感想を承りたいのだ。

○平井説明員 ただいまのお話、私の方でも初めて承りましたので、詳しい事実関係をよく詰めて把握いたしました。明らかなお答えができませんけれども、いづれにしても、いまおっしゃつたような疑惑を招く感じもいたしますので、そうした問題がある限りにおきましては、私どもの方では刑事責任追及の立場で真相をはつきりさせるといふことを十分考えまして、現地の方にもよく連絡をとつて判断したい、かように考えております。

○大出委員 次の問題を申し上げます。

(2) 高速実験炉原子炉建家及び原子炉付属建家新築工事(一次、二次)ほか一工事において、建家等の鉄筋コンクリートに使用する異形棒鋼総量一万二千一十トンのうち、六千九百四十八トン(高速実験炉建家工事分)については、日本工業規格SD35のものを使用することとし、平電炉メーカーのもの(一トン当たり五万四千七百七十円ないし五万五千七百七十円)を採用して総額三億八千二百七十五万六千六百円と積算し、また、三千七百三十三トン(再処理工場建設工事分)については同規格SD30のものを採用することとし、高炉メーカーのもの(一トン当たり四万四千四百円ないし四万八千六百円)を採用して総額一億四千三百七十八万七千七百円と積算していた。しかし、それぞれの積算当時の市場価格を調査すると、SD35のものについては高炉メーカー製品が平電炉メーカー製品より一トン当たり約九千五百円低価であり、SD30のものについては、逆に平電炉メーカー製品が高炉メーカー製品より一トン当たり約千六百円低価であつたのであるから、積算に当たつては、それぞれ低価な方の価格を採用すべきであつたと認められる。

これもわかつていふことなんですね。片方はこんなに高いものは要らない、わざわざ安いものを使つていふ。片方の方だけわざわざ高いものを入れたら、いくら積算ですよ。こんなものは何を使つたか、できた後調べれば一遍でわかる。

何と、これで差額六千五百万円。六千五百万円わざわざ高くなつていふ。

つまり、ここで御報告なさつていふ機会は、低いものを使わないで高いものを使うという形の積算になつていふ、その差額が六千五百万円ある、こういう御報告だと思ひますが、会計検査院、いかがでございます。その部分だけ、簡単に結構でございます。時間がございませぬから。

○高橋会計検査院説明員 御指摘のとおりでございます。

○大出委員 次、最初のは二千五百万、次は六千五百万、三番目。

「高速実験炉原子炉建家及び原子炉付属建家新築工事(一次、二次)」において、鉄筋等の資材の吊り上げ運搬に使用するタワークレーンの損料については、建設省の「建設機械等損料算定表」によることとし、この資料算定表にタワークレーンの損料率が記載されていないとして、耐用年数及び年間標準供用日数がタワークレーンと異なつていふタワークレーンの損料率をそのまま採用して、損料を供用日当たり一万三千五百円、運転時間当たり四千四百円、総額四千八百八十六万六千円と積算していた。しかし、上記の損料算定表には、タワークレーンの損料率が記載されていいて、この損料率により算定した損料はタワークレーンに比べてかなり低いのであるから、これにより積算すべきであつたと認められる。

あたりまえだ、損料率が決まつていふのだ。建設機械等損料算定表」といふ損料率算定表がある。それで算定すれば出る。だから、これなんかわずかなもの、これだけで三百二十五万差額が出ていふ。これも、このとおりでございます。会計検査院、いかがでございますか。

○高橋会計検査院説明員 御指摘のとおりでございます。

○大出委員 四番目。

新型転換炉原子炉建設工事のうち主建家主体及びタービン台建設工事において、鉄筋等の資材

の吊り上げ運搬に使用するタワークレーン三基の損料については、タワークレーンの取得価格にマスト

タワークレーンの一番てっぺんに高いのがくついている。

マスト三十三メートル分の価格が含まれているのであるから、

つまりタワークレーンの損料自体にマスト、これ

が含まれるタワークレーンには使えないのですから、三十三メートル分が入っている。ところが

マスト（高さ三十メートルないし六十メートル）の価格を加算した額を基にして損料を総額

七千八百八十九万一千八百五十円と積算していた。しかし、このタワークレーンの取得価格

のうちにマスト三十三メートル分の価格が含まれているのであるから、損料算定に当たって

は、別に三十三メートルを積算する。

取得価格に三十三メートルを超える分のマストの価格を加算した額を基にすべきであつたと認められる。

つまり、最初から入っているわけですから、その分を別に算定するというのは二重算定です。これもお答えをいただきたいのですが、明らかにこれは二重積算であります。重複しているのですから、損料に入っているやつですから、それを別に積算していただきますから、これだけで一千百万円差額が出ています。この点も検査院、間違ひございません。

○高橋会計検査院説明員 仰せのとおりでございます。

○大出委員 次に、

(5) 新型転換炉原型建設工事のうち土木工事（第五期）第一工区において、基礎岩盤グラウト用ボーリングを孔径四十六ミリメートルのダイヤモンドで施工することとし、この費用については、一日当たりせん孔速度を五メートル又は六メートルとして、これに基づき、ボーリング費を一メートル当たり五千二百円（孔深三メ

ートルないし十五メートルの場合）又は六千二百二十円（孔深一・五メートルないし二メートルの場合）総額三千三百九十三万五千円と積算していた。しかし、同事業団が本件工事に先立って本件工事と同一地点、同一レベルで行った地質調査ボーリングの実績によれば、孔径六十六ミリメートルのもので一日当たりのせん孔速度は平均九・八四メートルとなつていて、あるから、積算に当たっては、この地質調査の資料を参考として適正なせん孔速度を見込むべきであつたと認められる。

つまりこういうことです。ボーリングしていくわけですから、四十六ミリメートルのダイヤモンドで施工することにした。穴を掘っていく一日当たりの長さを五メートルないし六メートルにした。ところが同じところを前もってボーリングをして地質検査をやつていて、そのときにはここで使うダイヤモンドよりも大きな六十六ミリの穴のあくダイヤモンドでせん孔した。そのときには一日に平均九・八四メートル。現実と同じところでやっていると九・八四掘れているのに、それを五メートルから六メートルに一日のせん孔メートルを縮めた。これだつてボーリング地質検査のデータがちゃんとあつて積算している。こんなばかことが世の中にありはせぬじゃないですか。それで総額三千三百九十三万五千円と積算した。したがつて、よけい掘れるのにそれを五メートルぐらゐにわざわざ縮めて積算をしている。これだけで七百四十万円の差額。これも検査院そのとおりでございます。

○高橋会計検査院説明員 御指摘のとおりでございます。

○大出委員 次に2です。

(1) 高速実験炉原子炉建家及び原子炉付属建家の新築工事（一次、二次）において、タワークレーンの補助として鉄筋等の資材の吊り上げ運搬に使用するトラックレーンの損料について、作業半径四十メートルで二トンの資材を吊り上げることが可能な七十トン級トラックレ

ーンを使用することとし、この損料及び運搬経費を千八百十分で九千二百三十八万九千六百円と積算していた。

ところが実際にはこんな大きなものは要らない。作業半径は半分の二十メートル程度で、七十トンじゃなくて半分の三十五トンのもので、それでもなお余る。そういう作業量。したがつて実際に、私もいろいろ調べてみましたが、やはり大きなものを使つてはいない。したがつて実際にやつてい

ることを、積算した価格とやつていて結果と調べると、半分をやつていて。だから九千万の積算をしていて五千五百万円、これだけで浮いてしまつた。四十メートルを半分にすれば、五千五百万円浮くのはあたりまえです。

検査院の御報告、こういうことでございます。いかがでございますか。

○高橋会計検査院説明員 御指摘のとおりでございます。

○大出委員 これは国民の税金ですからね。

(2) 燃料集合体検査施設新築工事において、基礎掘削用山留め矢板工千九百平米については、アースドリルで削孔してH鋼ぐいを建て込むこととし、この削孔費及びH型鋼建て込み費を一

千七百三十三万二千五百三十七円と積算していた。しかし、この種の削孔に使用する機械としては、アースオーガが一般に使用されており、アースオーガはスクリーンの回転に伴つて自動的に土砂を排出する（アースドリルは掘削した土をバケットで排出する）ので、アースドリルに比べて削孔速度が速く、しかも、同一機械で建て込みもできて経済的であるから、これを使用することとして積算すべきであつたと認められる。

本来、そんなでもない旧型のものを使う筋合いの工事じゃない。これだけで九百八十万差額が出ています。

めんどろから、あとみんな読んでしまひます。

(3) 新型転換炉原型炉主建家及びタービン建

て家地階の廃液処理を行うドレーン配管工事において、配管延長二千四百二十メートルのすえ付け作業費については、鋼管を工場加工するの

に四千三百八十七時間を要するとして、加工費を一時当たり千四百円、総額六百十四万二千三百円と算定し、また、加工した鋼管のすえ付け作業は工場から従業員が出張して行うこととして、

これは大変なことなんです。そして工場で間接費がかかるということまで計算をして、賃金に工場間接費等を加算して配管工一日当たり一万円、人夫一日当たり八千円延べ千九百七十九人分

これは全く架空です。一千九百七十五万円と積算していた。これは、会計検査院が指摘しておりますように、要らない。

しかし、一般に、この種の配管工事は工場加工しないで現場で加工等を行うのであるから、工場加工費を計上する必要はなく、また、すえ付け作業はすえ付け専門の業者がこれを行つてい

るのが通常であるから、すえ付け費は、工場間接費を見込むことなく当該工事現場地区における職種別賃金により積算すべきであつたと認められる。

これはやつてないことを積算しているわけですね。これだけで、検査院の計算によりまして千二百八十万円。

あと二つだけ申し上げますが、

(4) 新型転換炉復水器冷却水管製作及びすえ付け工事において、冷却水管に使用する鋼管のすえ付け作業については、

これも同じ趣旨ですが、工場から従業員が出張して行うこととして、賃金に工場間接費等を加算して溶接工、配管工等一日当たり一万円、雑工一日当たり八千円延べ二千二百六十六人分二千七百七十五万二千円と積算していた。しかし、この種の配管工事は、上水道や農業かんがい用水の配管すえ付け工事と

こととする。これを「積算関係資料」を収集整理してこれを活用させることにし、「御丁寧に」「関係職員に対して研修を実施するなどの処置を講じた。」研修を実施しなければ使い物にならぬようなものを何で使っているのですか、技術屋ばかり。こういういかげんなことを、いやしく

も国庫移金を百八億の工事をやつて二億二万もどこかへやつてしまつて、それでそうでござますかで済ませるつもりですか。原子力局長一体です。これは。言いわけじや済まぬです。

○生田政務委員　ただいま先生御指摘の問題がございましたので、まず第一に私どもは動燃事業団に付しまして原価計算のチェックの本拠をさうこ

整備するといふことが必要と考えましたので、昭和四十九年の五月に業務部に審査室を設置いたしました。積算指針の作成それから業務部の各課のチェックに続きまして契約請求内容の審査をいたさせております。また本年六月には動力炉研究施設建設室を改組いたしましたして、関係の各部からの契約請求の案におきます予定価格をさらにダブルチェックするというのをいたしております。従来に比べまして契約内容、特に原価計算のチェックにさらに十分な配慮をするよう、制度を改正させた次第でございます。

○大出委員 これは一体どの会社に請け負われたのですか、この工事は。しかも、入札なのか随

それから、担当理事は一体だれなのだ。理事以下の担当役職にあった方々、全部出していただきたい。

○生田政府委員　高速実験炉でございますが、高速実験炉の契約先につきましては、パーセンテージで申しますと、東芝が一九％、日立が二一％、富士電機一六％、三菱重工二四％、竹中工務店一八％、その他二％でございます。高速実験炉の相

当理事は大山理事でございます。新型転換炉につきましましては、担当理事は鳥理事でございます。発注先の比率はただいま調べましてお答え申し上げます。

○大出委員 この指摘事項のここに、つまり棒を外せばそれでいい、そういう設計に基づいて工事をやりました。ところが、積算の中身というのはい平方メートル当たり二百二十円の補修費がくっついていて、それが十平方メートルからある。二千二百万。これを現に工事をやらない。そのまま打ち抜き。これは一体どこが会社をやったのですか。

○高岡説明員 お答え申し上げます。

鹿島建設で請け負っております。

○大出委員 私は、この前六月に質問をしたときに、こういう方々、りっぱな人でございましょうけれども、間違いが起こりしはせぬかということを中心配していろいろ申し上げたわけですが、ところが私は当時いろいろ聞いていた。だが、がまんし表に出さずにおきました。他意はないのであります。ところがその後、地元のジャーナリストの方々、つまり東海村周辺、水戸を含めまして、会計検査院の方々と、検査が一週間ばかりある真ん中の日に、去年も水戸の「きくち」という料理屋で芸者さんをはべらしてみんなで一杯飲んだ、事もあろうに検査の真ん中で。こしもまたやっていると。それで、どうも西洋堂とかんとかというレストランに頼み込んで、料理屋でやったことにしないでくれと言つて一生懸命ジャーナリストに頼んで歩いた、そういう話が入っております。あわせて内部の職員の方から連絡をいただいて、夜の帝王がいるという。大名だという。まるきりいい顔で水戸の花街を飲み歩きだ。そうすると、これは黙っていられないですよ、私は。そうでしょう。この間申し上げたように、ここの予算を見てごらんない。五十年の予算は、こんなに財政が窮屈だといって、大臣以下皆さんが10%も金を寄付するときに——よしあしは別だ、今日の現象を裏づけているわけでありまして、その苦しい

予算の中で、総額八百五十五億九千万、これだけの原子力関係の予算をお組みになった。五十年の予算であります。そのうちで、動燃が占める予算が何と五百三十六億七千万あるのですよ。動燃が六三%持っていて、うちで、原子力関係の予算全部の中で、「むつ」の問題一つだけ解決しない世の中に、その六三%持っていて、うちで動燃の中身がいま私が申し上げたようなばかげたことになっておつて、どこも責任を負わない。会計検査というものは、工事ができ上がつちやうから検査したのだから終わらないう。請負契約なんだから、そういう間違つた積算があつた——間違つたのじゃないと私は思っているけれども、それが考へたつて、設計上打ち抜きになつてこういう壁になりますというところは、知らぬ人はいないでしょう。国会図書館だって、表を見ればわかるでしょう。きれいな装飾にしているわけじゃない。打ち抜きであつた形跡の建物なんだ、初めから。それを二千二百万かけて、上に補修費を組んである。実際何もやっていない。建っているのだから、だれが見たつてわかる。この指摘事項について、いま建っているのだけれども、行って調べれば全部わかるじゃないですか。こういうふざけたことで二億二千万も引くこつて抜いているという。架空積算をしているという。国民の税金でしょう。それを請負人だから、発注しちゃつてできちゃんだからしょうがない、契約上どうしようもないのだというように言つて、それで責任はどこともとらない。国民の税金が二億二千万架空な積算のままで消えていった。片方では水戸の町の花街をやたら飲み歩くのがいてみたり、それで料理屋の中でジャーナリストにぶつかつたつたのだ。あつてもみ消そうとした。だけれども書くというのだ。そうしたら、せめて料理屋でなくてレストランにしてくれという。それで、西洋堂だというのだ。そういうばかげたことをやつておつて、そこから端を発して、去年も実は「きくち」という水戸の料理屋で検査の真ん中の日に一緒に飲んでおられた。しかもその後、調べてみると、

会計検査院の第三局長さんをやつた方を理事に引つ張り上げたり、事もあろうに警察庁の警察大学の校長先生をおやりになつた方、交通局長さんをおやりになつた方を理事に持つていつたり、これはまじめな方々だから、後からおいでになつてその方々にいま私はこんなことを言つて御迷惑をかけて申しわけないと思つておられるけれども、やり方が大気味に食わぬ。あなた方どこでも責任をとらない。それで世の中が済んでいくなら、まさに映画「金環蝕」を地で行くようなものだ。私は何と言つてもこれは納得できない。だれかどこかで責任をとつてくださいよ。

○佐々木国務大臣 大出先生から会計検査院の結果を詳しく御指摘がございまして、私は先ほど申しましたように大変遺憾に存じまして、事業団の首脳部を呼びまして、二度とこういうことのないように厳重注意をしたのでございまして、事象をさらに究明いたしまして、適切な処置をとりたいと存じます。

○大出委員 六月二十日の私の質問のときに、これだけたくさん額を扱う事業団なんだ、四十二年におつくりになつて以来、十三億から始まつて五百五十億何億も使う事業団に発展したのだから、そうだとすると、やっぱり役員構成から何から全部見直してくれなければ困るということを私は申し上げた。ところがあなたに聞き直された。だが私は非常に心配で、これは政党政派の問題じゃないから私は申し上げている。国民の税金なんだから。それにまた、原子力行政の将来というのは大変に重要なことです。わからぬで言っているのじゃない。高速増殖炉の方に、転換炉を飛ば越えてフランスあたりだつて皆行つちやおうとしていくわけだから、わからぬで申し上げているのじゃない。それだけに、こういううざんな、こういうだれが見ても不正ありと言わなければならぬようなことを、しかもその間に、会計検査院の検査のきなか——これは検査の方だつて、人間だから弱いところもあります。やっぱりこれは根本をた

だせば事業団の方に責任がありますよ。その監督官庁の科学技術庁に責任がありますよ。異常放射能で世の中騒ぎをやっているのに、分析化研みたに大汚染事件があつて、五千五百万円も銀座の四十軒のバーで飲んでしまったのがいてみたり、そういうふざけたことで安全局もヘチマもないと思つて私は物を申し上げる気になつておるわけでありまして、藤尾委員長のお話もございまして、いろいろいたしますから質問はこれでやめまされども、これはやはりさつき私が申し上げた受注工事の中身、つまり発注の相手、入札の仕方、それからその入札の中身の資料を私はぜひいただきたい、そのことだけ委員長にお願いして、打ち切ります。

○藤尾委員長 委員長から申し上げますが、ただいま御指摘のございました資料一切について、委員長に御提出をいただきましたと思ひます。

○大出委員 本来なら動燃の方をお呼びしたり、受注先の工事関係者をお呼びしたり、現場の調査をしたり、建っているんだから見ればわかるのですから、いたしたいわけでありまして、前国会のことでもございまして、これで打ち切ります。

○藤尾委員長 ようございませぬ。

○佐々木国務大臣 承知いたしました。

○藤尾委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○藤尾委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がございせんので、直ちに採決に入ります。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤尾委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に

御一任願いたいと存じますが、御異議ございませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤尾委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○藤尾委員長 次回は明後二十日木曜日午前十時
理事会、十時三十分より委員会を開会することと
し、本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十二分散会

昭和五十年十一月二十六日印刷

昭和五十年十一月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局